第２編　障害馬術競技

第１章　はじめに

第２００条　通　則

１. 障害馬術競技とは、障害物を配置したコースを用いて様々な条件のもとで馬と選手のコンビネーションが審査される競技である。この競技は飛越における馬の自由な動きやエネルギー、技能、速度、従順性、および選手のホースマンシップを具現することを目的とする。競技を統制するためには厳格かつ詳細な障害馬術規程を定めることが肝要である。

２．選手が障害物の落下、拒止、規定タイム超過などの過失を犯した場合には減点される。競技の種類によるが、減点の最も少ない選手、あるいは走行タイムの最も早い選手、得点の最も多い選手が優勝となる。

３．障害馬術競技の多様性が推奨される。競技やコースに変化をもたせることは選手や観客の関心を高める大切な要素であり、従って本障害馬術規程は障害馬術競技に適用される諸規程を画一化するものではあっても競技の本質を画一化するものではない。

４．一般規程と障害馬術規程に記載の要件を遵守するという条件で、障害馬術本部にて協議の上、他種の競技を許可する場合がある。各競技の詳細な競技条件は、競技会の実施要項とプログラムに明記しなければならない。JEF が競技の開催条件を承認しない限り、組織委員会は競技の実施を認められない。これらの競技を開催する諸条件は、書面にて JEF の承認が必要である。**（JEF）**

５．競技はすべての選手に公平でなければならない。その為には、公式ビデオ記録など、利用できるあらゆる技術的支援を駆使し、JEF 諸規程に則ってその責務を遂行する競技役員を支援することが認められる。公式なビデオ記録が JEF 諸規程に即して認可されるには、公式成績発表後 30 分以内に審判長への提出が必要である。ビデオ記録を用いて再考するか否かは審判長の判断に任される。競技場審判団がビデオ証拠を信頼し、成績発表後に競技結果を変更する場合には、このビデオ記録に元の裁定あるいは判断が誤っていたとする確固たる証拠がなければならない。ビデオの使用はいかなる場合も適用される規定の範囲内とし、その使用によって現行規定を変えるものであってはならない。水濠障害については、水濠障害審判員の判断が最終である（第 211 条 8 を参照）。**（JEF）**

６．経　費　本項については主催および公認競技会では適用しない**（JEF）**

７．組織委員会の資金上の義務については、JEF が保証するものではない。**（JEF）**

８. 主催および公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。

８．１．１　水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅（奥行）を示さなければならない。

８．１．２　垂直障害の内、少なくとも 2 個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。

８．１．３　コンビネーション障害は、3 個のダブル障害または 1 個のダブル障害と 1 個のトリプル障害までとする。

８．２　グレード及び実施基準は以下のとおりとする。**（JEF）**
８．２．１　グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、Cの９区分とする。**（JEF）**
８．２．２　基準 A（標準競技）で実施する競技**（JEF）**

グレード	最大高さ（cm）	最大幅（cm）	障害物個数（以内）	速度（m/分）
大障害 A	155-160	160～180	13	375～400
大障害 B	150	150～170	13	375～400
中障害 A	140	140～160	13	350～400
中障害 B	130	130～150	13	350～400
中障害 C	120	120～140	13	350
中障害 D	110	110～130	13	350
小障害 A	100	100～120	13	350
小障害 B	90	90～110	13	350
小障害 C	80	80～100	13	325～350

※三段横木障害の幅については、上記規定にとらわれないものとする。
ダブルまたはトリプルのコンビネーション障害は、１個の障害と数える。
ジャンプオフの速度は、変更できない。

８．３　基準 C（スピードアンドハンディネス）で実施する競技**（JEF）**
前記 8.2.2 に記載のグレードに応じて以下のとおり増減する。
高さ：-5cm　／　幅：増減なし　／　速度：適用なし

第２章　アリーナとスクーリングエリア

第２０１条　アリーナ、スクーリングエリア、練習用障害物

１．アリーナは四方を囲まれていなければならない。競技中、馬がアリーナ内にいる間はすべての出入口を物理的に閉鎖しなければならない。

２．屋内アリーナは 800 ㎡以上の広さがなければならない。屋外アリーナは 3,000 ㎡以上の広さがなければならない。なお、正当な事由により、障害馬術本部がこの規則に関する例外を認める場合がある。**（JEF）**

３．スクーリングエリア
組織委員会は、適正なトレーニング条件として十分な広さを持つスクーリングエリアを最低1ヶ所は提供しなければならない。少なくとも垂直障害1個と幅障害1個を用意する必要がある。またグラウンドは馬のトレーニングに適切な状態でなければならない。参加選手数が多く、また十分なスペースがある場合には障害物を追加して提供するべきである。これらの障害物はすべて通常の方法で構築し、赤と白の標旗を設置しなければならない。しかしこのような標旗に代えて、テープやペンキなどで障害物のソデあるいは支柱の上端を白色や赤色にしてもよい。

スペース的に余裕があり参加選手数が多い場合は、スクーリングエリアを別に1面設けることができる。

スクーリングエリアが一般の人々もアクセスできるようなエリアに位置している場合、安全上の理由により、周囲に幅約1メートルのバッファーゾーンを設けて、一般の人が馬と直接接触しないようにしなければならない。**（JEF）**

4．練習用障害物
組織委員会が提供した障害用資材以外のものを用いることは禁止され、これに違反した場合は失格および／または罰金が科せられる（第242条2.6と第240条2.5を参照）。練習用障害物は標旗の指示方向にしか飛越してはならない。練習用障害物のいかなる部分も物理的に人が支えてはいけない。

4．1　グラウンドラインは障害物正面の真下、あるいは踏切側手前1.00m以内に置くことができる。垂直障害の踏切側にグラウンドラインを一本置く場合には、それと同じ距離で障害物着地側にもグラウンドラインを一本置くことができるが、距離は1.00m以内とする。幅障害の着地側には、グラウンドラインを置いてはならない。

4．2　高さ1.30mあるいはそれ以上の障害物では、グラウンドライン使用の有無にかかわらず、障害物踏切側に最低2本の横木を設置しなければならない。低い方の横木は常に1.30m未満の高さでなければならない。練習用障害物の低い方の横木は片端を掛け金にのせなければならない。もう片方の端はグラウンド上に置いてもよい。

4．3　もし障害物最上段にクロスバーを使う場合は、個々に落下するよう設置しなければならない。横木の上端は掛け金にのせることとする。しかしクロスバーの後方に水平横木を置くことはでき、その場合はクロスバー中心より少なくとも20cm高くしなければならない。

4．4　障害物のトップポールは両端とも必ず掛け金にのせなければならない。もし横木を掛け金の端にのせる場合は、踏切側に近い部分ではなく着地側の方へのせなければならない。

4．5　障害物の高さ最大が1.40mあるいはそれ以下の競技において練習用馬場で使用できる障害物は、進行中の競技にて使われている障害物の高さおよび幅の最大実測値から10cmを超えない範囲とする。進行中の競技に使われている障害物の高さが1.40mを超える場合は、練習用馬場で使用できる障害物の高さを1.65mまで、幅は1.80mまでとする。**（JEF）**

4．6　横木が持ち上げられている場合、あるいはその片端もしくは両端が掛け金にのせられている場合に、馬を常歩で通過させることは認められない。

4．7　組織委員会は水濠障害を模した障害用資材を提供することができる。

5．スクーリング、運動、ジムナスティックスおよびトレーニング

5．1　選手はグラウンドに置き横木を用いてジムナスティックスを行うことができるが、この目的に使用できる障害物の高さは1.30mまでとする。このような障害物を使用する選手は、肢たたきに関する規定に違反してはならない（第243条2.1参照）。十分なスペースがあれば、ストライドなしで設置した連続障害（インアンドアウト/バウンス練習）を使ったトレーニングが許可される。このような運動には高さ1.00m以内の障害物を3個まで利用できる；障害間距離は2.50m以上、3.00m以下とする。
競技出場のための準備運動では、上述のジムナスティックス／トレーニングは許可されない。

5．2　置き横木：十分なスペースがある場合は、高さ1.30m以下の垂直障害の踏切側に2.50m以上離して置き横木を用いることができる。置き横木は着地側にも置くことはできるが、速歩で飛越

する場合は2.50m以上離し、駈歩通過の場合は3.00m以上離すこととする。障害物から6.00m以上離して飛越側か着地側のいずれか、または両方に置かれた横木は、置き横木とみなされないため、垂直障害およびオクサーのいずれでも使用が認められる。
競技出場のための準備運動では、上述のような置き横木は使用できない。

5．3　運動とトレーニング：競技が行われていない時間はスチュワード1名を常駐させて、選手が運動やトレーニングを行えるよう、可能な限り準備を整える必要がある。選手は第201条4、第201条5、第201条6に違反しない範囲で障害物にマイナーな変更を加えることができるが、それが顕著な変更となる場合はスチュワードの許可を得て行う必要がある。

6．十分なスペースがあって正しい障害間距離で設置する場合に限り、コンビネーション障害の使用が認められる。障害用資材は組織委員会が用意しなければならない。
トレーニング・エリアが混んでいる場合、選手は単独障害のみ使用できる。

7. スクーリングエリアの使用中は、必ずスチュワードが監視していなければならない。

第２０２条　アリーナへの立ち入りと練習用障害物

1．選手が徒歩でアリーナへ入場できるのは、各競技前のコース下見 1 回のみであり、これにはジャンプオフのある競技も含まれる。アリーナ入場口や、目立つようアリーナ中央に「アリーナ閉鎖」を表示して、アリーナへの入場を禁止する。アリーナ内への入場が許可されるのは競技場審判団がベルを鳴らして入場の合図をした時と、「アリーナ開放」の表示がある場合である。また場内放送でのアナウンスも必要である。ただし、異なるコースで 2 回走行が行われる競技では、2 回目の走行前に下見をすることができる。

2. 練習用施設が著しく限られている競技会については、組織委員会が競技場審判団の合意を得た上で、時間を定めてアリーナを練習に開放することができる。

3．スクーリングエリアが不適切もしくは使用できない場合は、コースに使われていない練習用障害物をアリーナ内に 1 個設置しなければならない。その他の状況下ではいかなる競技においても、任意障害あるいは練習用障害物を設置することはできない。一部の特別競技（六段障害飛越競技やピュイッサンス競技など）においては、競技場審判団の判断により、1 回目あるいは 2 回目のジャンプオフ後に残っている選手はアリーナ内に待機していなければならない場合がある。この場合、競技場審判団はアリーナ内に練習用障害物 1 個の設置を認めなければならない。

4. 練習用障害物は高さ 1.40 m、幅 1.60 m 以内の幅障害、あるいは高さ 1.40 m 以内の垂直障害とし、必ず赤と白の標旗を設置するが番号は付けない。この障害物の大きさは競技中に変更してはならない。この障害物の飛越試行は 2 回までとする。この障害物を 3 回以上飛越、または飛越しようと試みた選手は失格となる場合があり、加えて罰金を科すことができる（第 242 条 2.3 と第 240 条 2.6 を参照）。

練習用障害物を間違った方向から飛越した場合は失格を科すことができる（第 242 条 2.7）。**（JEF）**

選手には練習用障害物の飛越に最大 90 秒が与えられ、競技場審判団によるベルの合図でカウントが始まる。

練習用障害物における落下、拒止あるいは逃避は、飛越行為 1 回とみなされる。1 回目の試行で拒止があり、障害物の落下もしくは移動を伴った場合は、この練習用障害物が復旧された時点で 2 回目かつ最終飛越を試みることができる。障害物の復旧に要した時間は 90 秒には含まれない。

競技場審判団は選手が練習用障害物の飛越試行を終了した後、もしくは 90 秒が経過した時点で競技走行開始の合図をしなくてはならない。このベルの合図後に、1 回しか試行していない選手は 2 回目の飛越を試みてもよいが、スタートラインを正方向から 45 秒以内に通過しなければならない ; これを怠った場合は走行タイムの計測が開始される（第 203 条 1.2 を参照）。

5．競技開始前に行われるパレードの最中にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとしてはならない。この条項に違反した場合は失格となる場合がある（第 242 条 2.4 を参照）。

6．入賞者は競技場審判団の許可を得て、プレス向けに障害物を 1 個飛越することができる。ただし、その後の走行に使用される障害物ではないものとし、またこの行為は奨励されるべきものではない。

第２０３条　ベ　ル

1．ベルは選手とのコミュニケーション手段である。競技場審判団のメンバー1 名がベルを担当し、この使用に責任を負う。ベルは次の場合に使われる：

1．１　コースの準備が終わり、選手に下見のためアリーナ入場を許可すること（第 202 条 1 を参照）と下見終了を伝える。

1．２　スタートの合図を送り、アリーナに隣接して設置されたスコアボードのタイム表示装置、あるいはこれに代わる表示装置にて 45 秒のカウントダウンを開始する。
45 秒のカウントダウンは選手が走行開始前に使える時間を示す。予期できぬ状況が発生した場合は、競技場審判団にこの 45 秒カウントダウンを中断する権限がある。スタートの合図から人馬のコンビネーションが正方向からスタートラインを通過するまでに生じた不従順などの偶発事例は減点されない。（第 235 条 3 を参照）しかし人馬コンビネーションが競技アリーナに入場した時点からスタートライン通過までのいかなる時点でも、落馬または人馬転倒があった場合は、走行開始の合図が出されていたか否かにかかわらず、同コンビネーションは当該ラウンドあるいは当該競技に出場することは認められず、しかるべくベルを鳴らす必要がある。
ベルが鳴ってから第 1 障害を飛越するまでにスタートラインを正方向から 2 回目に通過した場合は、不従順とみなされる。
しかし状況に鑑み、競技場審判団はその判断でスタートを有効化せず、あるいはスタート手順を取りやめ、再度スタートの合図を行ってカウントダウンを再開する権限を有する。

1．３　何らかの理由や予期せぬ事態により選手の走行を中断させるため、および中断後に走行再開の合図をする（第 217 条 4 と第 233 条を参照）。

1．４　不従順によって落下した障害物が復旧されたことを選手に合図する（第 233 条を参照）。

1．５　長めの合図を繰り返して、選手が失権となったことを知らせる。

2．第 233 条 2 に特段の記載がある場合を除き、選手が停止の合図に従わない場合は競技場審判団の判断により失権となる（第 241 条 4.5 を参照）。

3．走行中断後に選手が走行開始のベルの合図を待たずに走行を再開し、障害物を飛越したり飛越しよ

うとした場合、その選手は失権となる（第 241 条 3.14 を参照）。

第２０４条　コースと全長測定

１．競技場審判団は競技開始前にコースの下見を行い、これを検証しなければならない。コースとは、乗馬した選手が競技中に正方向からスタートを通過してフィニッシュに至るまでに走行するであろう軌跡を言う。全長は馬が通常走行するライン上を短距離部分で正確に測定してメートル表示をするが、カーブする箇所では特に通常の走行ラインに留意する。この通常走行するラインとは障害物の中央を通るものとする。

２．本条項については主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

３．一度競技が開始されると、コースデザイナーおよび技術代表（選任されている場合）と協議のうえ、競技場審判団だけがコースの全長測定に著しい誤りがあったと結論づけることができる。これは遅くとも、不従順やその他いかなる中断もなしにコースを完走した選手が 3 名出るまでとし、これら 3 選手は 45 秒のカウントダウン終了前にコース走行を始めていなければならない。そして次の選手が走行を開始する前に判断する。この場合、競技場審判団は規定タイムを変更することができる。規定タイムが延ばされた場合、この変更前にコース走行を終了している選手については、その変更に従ってスコアを修正する。規定タイムの短縮は、既に走行を終了している選手が規定タイムの変更によりタイム減点を受けることがない範囲でのみ可能である。

４．フッティング状態が悪化した場合、競技場審判団は当該競技の最初の選手がスタートする前に、実施要項に記載された規定速度を変更できる。

５．メートル表示のコース全長は、競技に使用される障害物総数×60 を超えてはならない。

６．スタートラインとフィニッシュラインは、第 1 障害および最終障害から 6 m～15 m 以内の距離で設置しなければならない。これらのラインは両方とも、全面赤の標旗を右側に、全面白の標旗を左側に設置しなければならない。スタートラインとフィニッシュラインの標旗の脇には「Ｓ」（＝スタート）と「Ｆ」（＝フィニッシュ）の文字を書いたマーカーも設置しなければならない。

第２０５条　コースプラン

１．コースデザイナーは、コース詳細をすべて正確に示したコースプランのコピーを競技場審判団へ渡さなければならない。競技場審判団に渡されたコースプランのコピーをアリーナ入場口にできるだけ近い場所へ掲示しなければならず、各競技開始の遅くとも 30 分前までにはこれを掲示するものとする；該当する場合は、コースデザイナーがコース測定を終了した後、当該競技開始前 30 分以降に規定タイムをコースプランに追記することができる。すべての競技会において、コースデザイナーが測定したコース全長は、事前に掲示されるコースプランに記載しなければならない。

２．本規程に定める特定競技の場合を除き、障害物は飛越順序に従って番号を付けなければならない。

３．コンビネーション障害に付ける番号は 1 つとする。競技場審判団と選手に分かり易くするため、コンビネーションの各障害物にこの番号を繰り返し表示できる。その場合は区別するために文字を加

える（例：8A、8B、8C など）。

４．コースプランには以下の項目の記載が必要である：
４．１　スタートラインとフィニッシュラインの位置。別段の記載がない限り、走行中にこれらのラインを再度通過しても減点対象とはならない。
４．２　障害物の相対的な位置、障害物の種類（幅障害、垂直障害、トリプルバー）、障害物に表示される通し番号と文字表示
４．３　左側に白標旗、右側に赤標旗で表示した回転義務地点
４．４　選手が通過すべきコースを継続したラインで示したり（この場合、選手は正確にこのコースを通らなければならない）、矢印で各障害物の飛越方向を示す（この場合、選手はコースを自由に選択できる）。制限のないコースに回転義務地点を指定する場合は、同一プラン上に継続したラインと矢印で示さなければならない。
４．５　使用するペナルティ一覧
４．６　競技での走行速度（適用する場合）
４．７　コース全長
４．８　規定タイムと制限タイム（ある場合）；または障害馬術規程に定める特定競技では指定タイム
４．９　ジャンプオフに使用される障害物、コース全長、規定タイム、制限タイム
４．１０　完全閉鎖もしくは一部閉鎖とみなされるコンビネーション障害（第 214 条を参照）
４．１１　コースに関する競技場審判団の決定および／または変更事項

第２０６条　コースの修正

１．状況によりやむを得ず、既に掲示されたコースプランを修正する必要が生じた場合は、競技場審判団の合意をもってのみ変更できる。この場合、各チーム監督と個人選手全員へ変更事項の伝達が必要である。

２．一度競技が開始された後は障害馬術規程に別段の記載がない限り、その競技の開催条件を修正したり、コースや障害物を変更してはならない（第 204 条 3 を参照）。競技を中断する必要が生じた場合（激しい雷雨や照明の不備など）は、同じ障害物とコースを使い、できるだけ同じ条件下で中断した段階から競技を続行しなければならない。**（JEF）**

３．上記 2. にかかわらず、競技場審判団の意見により状況の悪化あるいは他の異例な状況により必要と判断された場合は、ラウンド中もしくはラウンドとラウンドの合間に障害物の位置を移動させることができる。水濠障害や乾壕、固定障害のように移動できない障害物の場合はコースから外す。障害物がラウンド中にコースから外された場合は、変更以前に走行を終了している選手で当該障害にて減点があった選手について、障害減点やそれに伴うタイム修正を取り消し、スコアを調整しなければならない。しかし、既に発生した失権とタイム減点はすべてそのままとする。

４．上記３．により変更されたコースについて、必要であれば規定タイムと制限タイムを新たに設定する。

第２０７条　標　旗

１．全面赤と全面白の標旗を用いて、次のようなコース詳細を示さなければならない。

１．１　スタートライン；「Ｓ」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6 を参照）。

１．２　障害物の限界；標旗は障害物の支柱のどの部分に装着してもよい。また標旗を単独で立てても構わない。垂直障害については赤旗と白旗を 1 本ずつ設置し、幅障害の限界を示すには少なくとも 2 本ずつの赤旗と白旗を設置しなければならない。これらの標旗は練習用馬場に提供される障害物（第 201 条 3）、あるいはアリーナ内の練習用障害物（第 202 条 3）の限界を示すためにも使用しなければならない。練習用馬場では、標旗の代わりに上端が赤色あるいは白色の障害物のソデ／支柱を使用してもよい。

１．３　回転義務地点；

１．４　フィニッシュライン；「Ｆ」と記したマーカーも設置しなければならない（第 204 条 6）。

２．障害物、スタートライン、フィニッシュライン、回転義務地点において、選手は必ず標旗の間を（赤旗を右手に、白旗を左手に見て）通過しなければならない。水濠障害着地側の限界を示す標旗のポールは、砕けたり割れたりせず、またこれに当った時には曲がるような素材で作る必要がある；標旗には尖った先端や角があってはならない。

３．選手が標旗間を正しく通過しなかった場合は、戻って正しく通過してから走行を続行しなくてはならない。修正を行わなかった場合は失権となる（第 220 条 2 を参照）。

４．アリーナ内で標旗を転倒させても減点にはならない。障害物や回転義務地点、フィニッシュラインの限界を示す標旗を不従順や反抗によって（これらのラインを通過せずに）転倒させたり、予期せぬ事情により倒れた場合は、標旗の再設置を直ぐには行わない；選手は走行を継続しなければならず、障害物／回転義務地点は標旗が元の位置にあるものとして審査が行われる。この標旗は次の選手にスタートの合図を出す前に再設置しなければならない。

しかしながら、水濠障害や自然障害の限界を示す標旗が不従順や予期せぬ事情により転倒し、この標旗の転倒によって障害物の性質が変わってしまった場合には、競技場審判団が当該選手の走行を中断させる。標旗が再設置されている間は時計を止め、第 232 条の手順に従ってタイム修正の 6 秒を適用する。

5.　特定の競技では、スタートラインとフィニッシュラインを両方向から通過する場合がある。この場合は 4 本の標旗を使用し、赤旗 1 本と白旗 1 本をラインの各々の端に設置する。

第３章　障害物

第２０８条　障害物－概略

１．障害物は全体の形状と外観が魅力に溢れ、変化に富み、周囲の環境によく合ったものでなければならない。障害物自体、およびこれを構成する各々のパーツも落下し得るものでなければならず、かつ軽すぎてわずかな接触でも落下するものであったり、重過ぎて馬の転倒や怪我を誘引するものであってはならない。

２．障害物はホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。

３．スポンサー付き障害物とは、標旗間に広告やスポンサー製品、またはそれを表現するような描写がある障害物のことを言う。障害物のソデに表示された広告あるいは製品描写の面積が 0.5 ㎡を超える場合も、スポンサー付き障害物とみなされる。障害物のソデに 0.5 ㎡以内の面積で広告が表示されている場合は、スポンサー付き障害物とみなさない。
本項目は JEF が主催する競技会や競技に適用する。技術代表（公認競技会の場合コースデザイナー）は、安全性と技術的適性の観点から、すべての障害物のデザインと構造を承認しなければならない。

スポンサー付き障害物は、障害馬術本部長の合意を得て飛越回数を決定することができる。**（JEF）**

４． 本条項については、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

５．六段障害飛越競技とピュイッサンス競技を除いては、いかなる場合も障害物の高さが 1.70m を超えてはならない。幅障害は 2.00m を超えるものであってはならないが、例外としてトリプルバー（三段横木）の最大幅は 2.20m とする。この制限は 1 回あるいは数回のジャンプオフにも適用する。水濠障害の奥行は、踏切部分を含めて 4.00m を超えてはならない。

６．横木とその他の障害物構成パーツは、掛け金（カップ）で支えるものとする。横木は掛け金の上で回転し得る状態になければならない；掛け金の深さは 18mm 以上、30mm 以内とする。2023 年４月 1 日付けで、掛け金の深さは 18mm 以上、20mm 以内とする。これはセイフティーカップにも適用する（詳細は第 210 条 1 参照）。特殊な障害物素材やプランク、欄干、障壁、ゲートなどの掛け金については、通常の掛け金よりも開いているか、あるいは平らなものでなければならない。（国際競技会は 2023 年 1 月からこのルールを適用）

７．本規程と最終実施要項に記載された障害物の高さと幅の制限は、細心の注意を払って遵守しなければならない。しかし、障害物に使われている材料や設置された場所によって規定の大きさを多少超えるような場合は、規定の上限を超えたとはみなされないが、使用可能な材料を用いて実施要項に記載されている大きさの上限を超えないよう、最大限の努力を払っていることを条件とする。実施要項で高さ最大を 1.45m あるいはそれ以上と記載している競技では、競技に使用する障害物の高さをコースデザイナーの判断で実施要項記載の高さより 3cm を限度として高くできる。しかしインドア競技（パワーアンドスキル競技を除く）における障害物の高さは、いかなる場合でも 1.65m を超えてはならない。

８．本規程に明記されたもの以外で、競技に使われる障害物については、実施要項に明示しなければならない。

第２０９条　垂直障害

１．その構造のいかんを問わず、同一垂直面で過失が判定される場合にのみ、垂直障害と称することができる。

第２１０条　幅障害

１．幅障害は高さと幅の両方で飛越に努力を要するよう造られた障害物である。幅障害のバックポールや、トリプルバーのセンターポールとバックポールには掛け金として FEI 認可のセイフティーカップを使用しなければならない。2023 年 4 月 1 日付けで、幅障害のバックポールについてはセイフティーカップの深さを最大で 18mm とする；トリプルバーのセンターポール、あるいは他の障害物のロウアーポールに使用するセイフティーカップは最大で 20mm の深さとする。競技アリーナおよびスクーリングエリアでは認可されたセイフティーカップの使用が義務づけられる。

２．セイフティーカップに関する規則の遵守については審判長が責任を負う。公認競技会における審判長はこれに関わるあらゆる規則違反を障害馬術本部へ報告する。競技会で使用される FEI 認可のセイフティーカップ業者の名称を実施要項に記載する。**（JEF）**

第２１１条　水濠障害、垂直障害を伴った水濠障害、およびリバプール

１．障害物を水濠障害と称するには水濠の手前、中間、着地側にいかなる障害物も設置してはならない。水濠障害の奥行は 2.00m 以上とし、掘り下げる必要がある。水濠障害設営の詳細については付則 7 を参照のこと。

水濠障害が付則 7 に記載の規格を満たさない場合は、第 211 条 10 に記載されている通り、垂直障害を水濠の上に設置しなければならない。

２．踏切側には高さが 40cm 以上、50cm 以下の踏切（生垣、小さい壁）を設置しなければならない。水濠障害正面の幅は奥行より 30%以上広くなければならない。

３．主催競技会では、厚さ約 1cm で対比色のプラスティシーンで覆った幅 6cm 以上、8cm 以内の着地板で水濠障害の着地側限界を明示しなければならない。このプラスティシーンは馬が踏んだときにはその都度、取り替える。馬が跡を残したときにはいつでも取り替えられるよう、予備の着地板と共にプラスティシーンを幾つか準備しておく必要がある。着地板は水際の地面に正しく固定しなければならない；競技場審判団によるコース視察時には、着地板の全長が水に接している状態でなければならない。**（JEF）**

４．水濠障害の底がコンクリートや硬い素材でできている場合は、ヤシ製あるいはゴム製マットのような柔らかい素材で覆わなければならない。

５．水濠障害での過失は次の通り：

５．１　水濠障害の限界を示す着地板に馬の一蹄またはそれ以上の蹄がのった場合。蹄または蹄鉄が着地板に接触して跡を残した場合は過失である。球節あるいはブーツの跡は過失とならない。

５．２　馬の一蹄またはそれ以上の蹄が着水した場合。

６．生垣や踏切部分にぶつかったり、これを転倒または移動させても過失とはならない。

７．もし 4 本の標旗のうち 1 本を落下または移動させた場合は、水濠障害審判員が標旗のどちら側を馬

が通過したか見極めて、それが逃避にあたるか否かを判断する。逃避と判断した場合はベルを鳴らし、落下または移動した標旗が復旧されるまで計時を止め、第 232 条に則って 6 秒を加算する。

8．水濠障害審判員の決定は最終的なものである。このため水濠障害審判員は競技場審判団メンバーでなければならない。

9．水濠障害審判員は、水濠障害で減点のあった馬の個体識別番号と減点理由を記録しなければならない。

１０．オープン水濠障害の上には高さ 1.50m までの垂直障害のみ設置でき、これに使用する横木の数に制限はないが、すべてに FEI 認可のセイフティーカップ（障害馬術規程第 210 条 1 参照）を使用する。垂直障害のトップポールのセイフティーカップは深さ 18mm とする；ロウアーポールのセイフティーカップは深さ 20mm までとする(2023 年 4 月 1 日から)。垂直障害はこの水濠障害正面から 2.00m 以内に設置することとする。この障害物は水濠障害ではなく垂直障害として審査される。その為、限界を指定する着地板やその他の措置を講じる必要はない。着地板が使用されている場合は視覚的補助と考え、これに何らかの跡が残っても減点とはならない。踏切側の障害構成パーツが移動した場合でも同様に判断する。水濠障害の上に設置する垂直障害には、長さ 3.50m 以上の横木のみ使用できる。

１１．第 211 条 10 の例外として、障害物の下、手前あるいは背後に水を用いる場合（いわゆる「リバプール」）には、（水の部分を含めた）障害物の奥行全長は 2.00 m 以内とする。奥行き 2.00m を超えるオープンウォーターはリバプールとして使用できない。いかなるリバプール障害もウォータートレイの前端が正面横木と同一垂直面にあるか、あるいは正面横木の垂直面より前になければならない。

１２．投光照明のもとで行われる競技で水濠障害を使用できるか否かは、技術代表（公認競技会については公認競技会審判長）の判断に任される。**（JEF）**

１３．　本項については主催および公認競技会では適用しない**（JEF）**

第２１２条　コンビネーション障害

1．ダブル、トリプルもしくはそれ以上のコンビネーション障害とは、2 個あるいはそれ以上の障害物の集合を意味し、各障害間距離は 7m～12m として（ただし、基準 C 採用のハンティング競技やスピードアンドハンディネス競技の場合、および障害間距離が 7m 未満の固定障害を除く）、2 回以上の連続飛越を必要とするものである。障害間距離は、着地側の障害物基底部から次の障害物の踏切側基底部までを測定する。

2．コンビネーション障害では、いかなる障害物も周回することなく、各障害物を別々に、かつ連続して飛越しなければならない。コンビネーション障害のどの障害物における過失も個々に減点される。

3．拒止や逃避があった場合、選手はそのコンビネーション障害が完全閉鎖か一部閉鎖（第 214 条を参照）、あるいは六段障害飛越競技でない限り、このコンビネーション障害をすべて再飛越しなければならない。**（JEF）**

4．コンビネーション障害を構成する各障害物における過失と再飛越の際の過失は個々に減点され、合算される。

5．コンビネーション障害では、トリプルバーは最初の障害物にのみ使用することができる：

第２１３条　バンク、堆土、傾斜路

1．第 213 条 2 に記載の場合を除き、バンク、堆土、傾斜路、サンカンロードはそれに障害物が設けられていてもいなくても、また飛越方向がどちらからであってもコンビネーション障害とみなされる（第 212 条を参照）。

2．障害物が設置されていないか、あるいは 1 本か数本の横木のみがその上に設置されているバンクや堆土は、1 回で飛越しても良い。この方法で飛越しても減点対象とはならない。

3.　高さ 1m 以内のテーブルバンクを除き、バンクや堆土、サンカンロード、崖錘、スロープ、傾斜路を屋内競技会に使用してはならない。

第２１４条　閉鎖コンビネーション障害、一部閉鎖コンビネーション障害、および一部開放コンビネーション障害

1．四方を囲まれており、飛越以外には通過の方法がない場合には、このコンビネーション障害を完全閉鎖障害とみなす。

2．閉鎖コンビネーション障害とは出入りのできる羊用囲い（四角形または六角形）、もしくはこれに類似するもので、競技場審判団が閉鎖コンビネーション障害と判断したものとする。コンビネーション障害の一部が開放でもう一方が閉鎖である場合は、一部開放かつ一部閉鎖とみなす。拒止や逃避が生じた場合は次の要領で対処する（第 219 条を参照）:

2．１　閉鎖部分で不従順が生じた場合、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。

2．２　開放部分で不従順が生じた場合、選手はそのコンビネーション障害のすべてを再飛越しなければならない。これを怠った場合は失権となる（第 241 条 3.15 参照）。

不従順により障害物の落下および／または移動が生じた場合は、タイム修正の 6 秒が適用される。一度、障害物の囲いの中に入って拒止が生じた場合には、選手はコースの表示方向へ飛越して出なければならない。計時が再開された時点で 6 秒の減点が加算され、選手は走行を再開する。

3．競技場審判団は競技前にコンビネーション障害を閉鎖とするか一部閉鎖とするかを決定しなければならない。この決定はコースプランに示さなければならない。

４．コースプランにコンビネーション障害が閉鎖か一部閉鎖なのか明記されていない場合は、開放コンビネーション障害とみなし、しかるべく審査される。

第２１５条　選択障害とジョーカー

１．競技でコース上の 2 つの障害物に同一番号が付けられている場合は、選手はいずれの障害物を飛越するか選択できる：

１．１　障害物の落下や移動を伴わずに拒止や逃避が生じた場合は、次の試行に際して選手は拒止あるいは逃避のあった障害物を飛越する義務はない。飛越する障害物を選択できる。

１．２　障害物の落下や移動を伴う拒止や逃避が生じた場合は、その落下あるいは移動した障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出すのを待って、選手は走行を再開しなければならない。飛越する障害物を選択できる。

２．選択障害の各々に赤色と白色の標旗を設置する必要がある。

３．ジョーカーは難しい障害物であり、ホースマンシップと公平性を念頭においてデザインしなければならない。これはアキュムレーター競技かトップスコア競技でのみ使用できる。

第４章　走行中のペナルティ

第２１６条　ペナルティ－概略

走行中に次のような事例にはペナルティが発生する：

１．障害物の落下（第 217 条を参照）と水濠障害における馬の肢の着水、もしくは水濠障害限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合

２．不従順（拒止、逃避、あるいは反抗）（第 219 条を参照）

３．コースからの逸脱（第 220 条を参照）

４．人馬転倒または落馬（第 224 条を参照）

５．許可のない援助（第 225 条を参照）

６．規定タイムあるいは制限タイムの超過（第 227 条と第 228 条を参照）

第２１７条　障害物の落下

１．馬または選手の過失により、次のようなことが発生した場合は障害物の落下とみなされる：

１．１　障害物全体あるいは同一垂直面上で上のパーツが落下したものの、落下したパーツが他のパーツに引っかかって落ちなかった場合（第 218 条１を参照）。

１．２　少なくとも障害物の片側が掛け金のいかなる部分からも外れている場合

２．飛越方向を問わず、飛越中に障害物の一部や標旗に接触したり、これを移動させてしまっても、障害物の落下とはみなされない。疑念がある場合は、競技場審判団が選手に有利となるよう判断するべきである。不従順による障害物および／または標旗の落下や移動は、拒止としてのみ減点される。

不従順の結果、障害物（標旗の場合を除く）の移動が発生した場合はベルを鳴らし、復旧される間は時計を止める。この場合は落下とみなされず、不従順でのみ減点され、第 232 条に則ってタイム修正される。

３．障害物の落下に対する減点は、基準 A と基準 C に記載の通り（第 236 条と第 239 条を参照）。

４．落下した障害物の一部が他の障害物を飛越する際に妨げとなる場合はベルを鳴らし、これを除去してコースの走行が可能となるまで時計を止める。

５．適正に復旧されなかった障害物を選手が正しく飛越した場合は減点とならない。しかしこの障害物を落下させた場合は、競技で採用されている基準に従って減点される。

第２１８条　垂直障害と幅障害

１．垂直障害もしくは障害物の一部が 2 つ以上のパーツで構成されており、これらが同一垂直面上で積み上げられている場合は、最上部が落下した時にのみ減点となる。

２．一回の飛越で通過しなければならない幅障害が、同一垂直面上に位置しない複数のパーツで構築されている場合は、落下したパーツの個数や位置に関わりなく最上段にある 1 個か複数個のパーツが落下した場合にのみ 1 過失としてカウントされる。障害物の空間をうめる目的で使われる木や生垣は、減点対象とならない。

第２１９条　不従順

１．次に述べる行為は不従順とみなされ、減点となる（第 236 条と第 239 条を参照）：

１．１　拒　止

１．２　逃　避

１．３　反　抗

１．４　コースのいかなる場所であれ、またいかなる理由があろうと、巻乗りと思われるもの、もしくは連続巻乗りを行った場合。コース上で要求されていない限り、直前に飛越した障害物のまわりを一周するのも不従順である。

２．上記の記載にかかわらず、次に述べる行為は不従順とみなされない：

２．１　逃避や拒止の後に、（障害物が復旧されているか否かにかかわらず）飛越態勢に入るために行う 45 秒以内の巻乗り。

第２２０条　経路からの逸脱

１．選手が次のような走行を行った場合は経路からの逸脱とみなされる：

１．１　発表されたコースプラン通りの走行をしなかった場合。

１．２　スタートラインやフィニッシュラインの標旗間を正方向から通過しなかった場合（第 241 条 3.6 と第 241 条 3.17 を参照）。

１．３　回転義務地点を通らなかった場合（第 241 条 3.7 を参照）。

１．４　一部の特別競技を除いて、指定された順序あるいは方向へ障害物を飛越しなかった場合（第 241 条 3.10 と第 241 条 3.11 を参照）。

１．５　コースの一部ではない障害物を飛越したり飛越しようとした場合、あるいはこれを抜かした場合。コースに含まれない障害物は閉鎖されるべきであるが、仮にアリーナ関係者がこれを閉鎖していなかった場合でも、コースの一部でない障害物を飛越した選手は失権となる。

２．コースからの逸脱を修正しない場合は、その人馬コンビネーションは失権となる（第 241 条 3.6、第 241 条 3.7、第 241 条 3.17 を参照）。

第２２１条　拒　止

１．飛越しなければならない障害物の前で馬が止まった場合は、障害物が落下もしくは移動する、しないにかかわらず拒止とみなされる。

２．障害物の手前で止まっても、後退したり障害物を倒したりせず、直ちにその場から障害物を飛越した場合は減点されない。

３. この停止が長引いて、馬が自発的にであろうとなかろうと一歩でも後退した場合は拒止とみなされる。

４．馬が滑り込みながらも障害物を押し倒して通り過ぎた場合、ベル担当の審判員はこれが拒止か障害物の落下かを速やかに判断しなければならない。当該審判員が拒止と判断した場合は直ちにベルを鳴らし、選手は障害物が復旧された時に速やかに再試行できるよう準備しなければならない（第 232 条と第 233 条を参照）。

４．１　審判員が拒止とみなさなかった場合はベルを鳴らさず、選手は走行を継続しなければならない。選手は障害物の落下で減点される。

４．２　コンビネーション障害では、ベルが鳴った後にコンビネーションの別の障害物を飛越しても失権の対象とはならず、またその障害物を落下させたとしても減点されない。

第２２２条　逃　避

１．馬が選手のコントロールから逃れ、飛越しなければならない障害物や、通過しなければならない回転義務地点を避けた場合は逃避とみなされる。

２．馬が 2 本の赤標旗、あるいは 2 本の白標旗の間を飛越した場合は、障害物を正しく飛越したとはみなされず、選手は逃避で減点され、再度、障害物を正しく飛越しなければならない。

３．飛越しようとしている障害物、コンビネーションの一部、フィニッシュライン、もしくは回転義務地点の延長線上を馬体全体、あるいはその一部が通過した場合は逃避とみなされ、しかるべく減点される。

第２２３条　反　抗

１．馬が前進を拒んだり、何らかの理由で止まったり、1 回もしくは数回にわたって多少なりとも半回転をしたり、もしくは理由を問わず後肢で立ち上がったり後退した場合は反抗とみなされる。

２．障害物が正しく復旧されていない場合や予期せぬ状況を競技場審判団へ知らせる場合を除き、いかなる時、あるいは理由であれ、選手が馬を止めた場合は反抗となる（第 233 条 3.2 を参照）。第 241 条 3.4 に記載の状況を除き、反抗は拒止として減点される。

第２２４条　落馬または人馬転倒

１．選手の落馬

１．１　競技アリーナにおける選手の落馬

選手の意思の有無にかかわらず、選手が馬体から離れて地面に接触するか、あるいは鞍上に戻るために何らかの支えまたは外部からの援助が必要となった場合は、落馬とみなされる。

１．２　落馬しないよう選手が何らかの形で体を支えたり、あるいは外部から援助を受けたことが明白でない場合は、選手に有利なように計らわなければならない。

２．競技アリーナ以外での選手の落馬

不本意ながら選手が馬体から離れてしまった場合は、落馬とみなされる。選手が意図して下馬した場合は、落馬とみなされない。

３．馬の転倒

馬の肩と後躯がともに地面に着いている、あるいは障害物と地面に着いた場合は、転倒とみなされる。

４．選手の落馬または人馬転倒時に従うべきプロトコル

いかなる場合でも、競技アリーナ、練習馬場、あるいは競技会場のその他の場所で選手の落馬または人馬転倒があった場合、下記 4.1～4.3 に既説する条項に従い、当該選手は、競技会メディカルサービスのチェックを受けなければ、進行中のラウンドあるいは当該競技会における次のラウンドもしくは競技に出場できず、また馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドあるいは競技に出場できない。**（JEF）**

4．１　競技アリーナにおける落馬または人馬転倒

4．1．1　ラウンド開始前の落馬または人馬転倒

ラウンド開始（第 226 条 2 参照）前のいかなる時点でも選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションは失権とならないが、そのラウンドへの出場が認められない。; この場合、このコンビネーションの当該ラウンドにおける成績は「出場せず」の意味の[S]と記載される。当該選手が 2 頭以上の馬をその競技に参加申込していた場合、同選手は競技会メディカルサービスのチェックを受けなければ、進行中のラウンドに他の自馬で出場することが認められない。この事例の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。馬については、獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドあるいは競技に出場が認められない。**（JEF）**

4．1．2　ラウンド中の落馬または人馬転倒

ラウンド中（第 226 条 2 参照）に選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションは失権となる（第 241 条 3.25 参照）。当該選手が 2 頭以上の馬をその競技に参加申込していた場合、同選手は競技会メディカルサービスのチェックを受けなければ、進行中のラウンドに他の自馬で出場することが認められない。この事例の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。馬については、獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ当該競技会における次のラウンドもしくは競技に出場が認められない。**（JEF）**

4．1．3　フィニッシュライン通過後の落馬または人馬転倒

フィニッシュライン通過（第 226 条 2 参照）後に選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該人馬コンビネーションはそのラウンドで失権とはならない。同選手は競技会メディカルサービスのチェックを受け、また当該馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）の許可を受けなければ、ジャンプオフあるいは該当する場合は第 2 ラウンド、もしくは当該競技会におけるそれ以降の競技に出場が認められない。フィニッシュライン通過後の落馬または人馬転倒に関する詳細は第 235 条 4 を参照のこと。**（JEF）**

4．2　練習馬場での落馬または人馬転倒

競技の第 1 ラウンドあるいは第 2 ラウンドのために競技アリーナへ入場する前に、練習馬場にて選手の落馬または人馬転倒があった場合、当該選手は競技会メディカルサービスのチェックを受け、また当該馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ、選手および／または馬は進行中のラウンドに出場が認められない。この事例の場合は必要と思われれば、競技場審判団が当該選手に遅い出番を割り振ることがある。ジャンプオフのために競技アリーナへ入場する前に、練習馬場にて選手の落馬または人馬転倒があった場合は、競技場審判団の判断で、当該選手が競技会メディカルサービスのチェックを受け、当該馬が獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けるのに相応な時間を遅らせてジャンプオフを行うか、もしくは当該人馬コンビネーションをジャンプオフから失権とする場合もある。**（JEF）**

4．3　競技会場内のいかなる場所であっても、選手の落馬または人馬転倒があった場合はそのすべてについて、競技場審判団は、競技会メディカルサービスとの協議を経て、深刻な怪我、潜在的に深刻な怪我、機能障害または健康状態により競技参加適性がない選手あるいはサポートスタッフに対し、当該競技および／または競技会全体において出場を認めない権限を有する。**（JEF）**

第２２５条　許可のない援助

１．スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかにかかわらず許可なき援助とみなされる。

２．例外的に、競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさないことがある。

３. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第 241 条 3.20 参照）。

4. 障害馬術競技においてはイヤフォンおよび/または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナを除けば片耳にイヤフォンを装着することはできる（第 256 条 1.10 参照）。

第５章　タイムと速度

第２２６条　走行タイム

１. 走行タイムとは選手がコースを完走し終わるまでの時間と、タイム修正（第 232 条を参照）がある場合はこれを加算した時間であり、1/100 秒まで記録する。走行タイムは第 226 条 2 に記載されているようにスタートラインを通過した時点、あるいは 45 秒のカウントダウンが終了した時点（第 203 条 1.2 参照）のいずれか早い方で計測開始となる。最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正しい方向から通過する時点まで計測する。

２. 走行は、選手が騎乗している状態でベルの合図後にスタートラインを正方向から初めて通過した時点で始まる。この走行は最終障害を飛越後、選手が騎乗した状態でフィニッシュラインを正方向から通過する時点までとする。

３. 選手にはっきり見えるディスプレイで、45 秒のカウントダウンを表示しなければならない。

第２２７条　規定タイム

１. 各競技における走行の規定タイムは、第 234 条と付則 2 に定めるコース全長と速度に対応して決定される。

第２２８条　制限タイム

１. 規定タイムが設定されているすべての競技において、その制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

第２２９条　計　時

１. 競技会ではどの競技でも同じ計時システムを使うか、あるいは同一タイプの計時器を使用しなければならない。状況によって障害馬術本部が例外を認めた場合を除き、主催競技会、国民体育大会馬術競技では、障害馬術本部が動作確認済みの 1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。**(JEF)**

１．２　公認障害馬術競技会カテゴリー★★以上では、1/100 秒まで記録できる計時器の使用が義務づけられる。**(JEF)**

１．３　タイムキーパーは馬番号と走行に要した時間について計時システムを使用して記録しなければならない。**(JEF)**

2．電子計時システムが故障した時に備えて、2 個のデジタル・ストップウォッチを競技場審判団に用意し、また 3 個目のデジタル・ストップウォッチを使って、不従順でベルが鳴らされてから走行再開までの時間や中断、連続している 2 個の障害間の所要時間、反抗の制限タイムを計測するために用いる。審判長あるいは競技場審判団メンバー1 名は、デジタル・ストップウォッチを持たなければならない。

3．ストップウォッチを使用して時間を計測する競技では、時間の記録を 1/100 秒まで行う。タイムキーパーが 2 名配置されている場合は 1 名の測定時間のみを公式計時とみなし、2 人目の測定時間はバックアップとして用いる。

4．電子計時器が故障した場合、これにより影響を受けた選手のタイムはストップウォッチで 1/100 秒まで測定する。**（JEF）**

5．選手の走行タイムの確定にビデオ記録は使用しない。

6．選手のスタートラインおよび／またはフィニッシュライン通過が競技場審判団席からはっきり判断できない場合は、スタートラインとフィニッシュラインに各々役員を 1 名配置するなど、1～2 名の役員をおいて選手の通過を旗で合図させなければならない。選手が走行を完了するのに要した時間は競技場審判団席にて記録する。

第２３０条　計時の中断

1．計時が中断されている間、選手はベルの合図で走行の再開が許可されるまで自由にアリーナ内を移動することができる。
時計が止められた地点に選手が戻った時点で、時計が再スタートされる。例外として、不従順による障害物の落下や移動があった場合は第 232 条が適用される。

2．計時の開始と停止の責務は、唯一、ベル担当の審判員が負う。使用される計時器はこの操作が可能なものでなければならない。タイムキーパーはこの性能に責任を負う必要はない。

3．電子計時システムは、選手の走行タイムを記録するばかりでなく、タイム修正があればこれも含めなければならない。

第２３１条　計時中断中の不従順

1．走行タイムの計測中断は、第 232 条と第 233 条の条項に従うこととする。コースからの逸脱、逃避、あるいは拒止の場合は時計を止めない。
2．計時中断中の不従順は減点されないが、障害物の落下を伴う拒止の後に 2 回目の拒止があった場合を除く。
3．失権に関する条項は計時を中断している間も有効である。

第２３２条　タイム修正

１．不従順の結果、選手がいかなる障害物であっても移動させたり落下させた場合、あるいは水濠障害や自然障害の限界を示す標旗を移動させたり落下させた場合、もしくは標旗の落下によって障害物の性質が変わってしまった場合はベルが鳴らされ、障害物が再構築されるまで時計が止められる。障害物が再構築された段階で、ベルを鳴らしてコースの準備ができ、選手は走行を継続できる旨を知らせる。選手は拒止に対して減点され、走行終了に要した時間に 6 秒のタイム修正が加算される。拒止があった障害物地点で、馬が地面を離れた瞬間に時計が再スタートとなる。落下を伴う不従順がコンビネーションの 2 つ目以降の障害物で発生した場合には、当該コンビネーションの最初の障害物の踏切で馬が地面を離れた時に時計が再スタートとなる。

第２３３条　走行中の停止

１．何らかの理由や予期せぬ事態により選手が走行を継続できない場合は、ベルを鳴らして選手の走行を止めるべきである。選手が停止しようとしていることが明らかになった段階で直ちに時計を止める。コースの準備ができた段階でベルを鳴らし、選手が走行を停止した地点に戻った時に時計を再開させる。減点はなく、当該選手の走行時間に 6 秒の加算もない。

２．選手がベルを鳴らされても走行を停止しない場合は本人の責任にて競技を継続することとなり、時計を止めない。競技場審判団は、その選手が指示を無視して走行を停止しなかったことで失権とするか、状況によって走行の続行を許可するかを決定しなければならない。選手が失権とされずに走行の続行を認められた場合は、停止の指示が出される前と後の障害物スコアがカウントされる。

３．飛越する障害物が正しく構築されていない旨を競技場審判団に伝えるために、選手が自ら走行を停止した場合や、予期せぬ事態により選手が不可抗力で、通常の状況下では走行を継続できなくなった場合などは、直ちに時計を停止しなければならない。

３．１　もしその障害物の寸法が正しく、また正確に復旧されており、あるいは予期せぬ事態との申し立てを競技場審判団が認めなかった場合、当該選手は走行中の停止で減点され（第 223 条 1 を参照）、走行タイムに 6 秒が加算される。

３．２　もし障害物や障害物の一部が再構築を要する状態であったり、予期せぬ事態が競技場審判団により認められた場合、選手は減点されない。中断した時間は差し引かれ、選手が走行を中断した地点に戻るまで時計が止められる。このような場合に選手の対応が遅れても、その遅れは斟酌され、妥当と思われる秒数が同選手の記録タイムから差し引かれる。

第２３４条　速　度

１．主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

１．１　主催および公認競技会における速度については、別表　(P.208-209）を参照のこと。

１．２　ピュイッサンス競技／パワーアンドスキル競技：最低速度なし

１．３から１．５については、主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**

第6章　ペナルティ一覧

第２３５条　過　失

１．スタートラインとフィニッシュラインの間で発生した過失を考慮しなければならない。
例外：最終障害の落下は、選手がアリーナから退場するまでに、もしくは次の選手に走行開始を合図するベルが鳴るまでのいずれか早い時点までに、その最上段部分が掛け金から片端あるいは両端とも落下した場合に、過失とみなされる。過失の定義は、第 217 条と第 218 条に従う。

２．走行が中断されている間の不従順については減点されない。（第 231 条 2 を参照）

３．選手/馬コンビネーションが競技アリーナへ入場した時点から正しい方向でスタートラインを通過するまでに発生した不従順および落馬／人馬転倒は、減点されない。しかし人馬コンビネーションがアリーナに入場してから、走行開始の合図後にスタートラインを正しい方向で通過するまでに、選手の落馬または人馬転倒が生じた場合、当該コンビネーションはそのラウンドあるいは競技への出場が認められない（第 224 条 4.1.1 参照）。競技場審判団は、競技会メディカルサービスとの協議を経て、深刻な怪我、潜在的に深刻な怪我、機能障害または健康状態により競技参加適性がない選手に対し、当該競技および／または競技会全体において出場を認めない権限を有する。（**JEF**）

4.　フィニッシュライン通過後の選手の落馬／人馬転倒は失権とならない。しかしフィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒については以下を適用する：

4．1　直ちにジャンプオフを行う競技にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合には、当該選手／馬コンビネーションはジャンプオフから失権となり、ジャンプオフを出場辞退、棄権あるいは失権した最下位選手と同順位となる。当該選手は競技会メディカルサービスのチェックを受け、また当該馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ、選手および／または馬は当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。**（JEF）**

4．2　ジャンプオフを伴う競技（直ちにジャンプオフを行う競技を除く）にて、フィニッシュライン通過後に選手の落馬／人馬転倒があった場合、あるいは２回走行競技の第１ラウンドのフィニッシュライン通過後に落馬／人馬転倒があった場合、当該選手は競技会メディカルサービスのチェックを受け、また当該馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ、当該選手および／または馬はジャンプオフあるいは第 2 ラウンドに出場が認められない。ジャンプオフを行う競技では、競技場審判団の判断で、当該選手が競技会メディカルサービスのチェックを受け、当該馬が獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けるのに相応な時間を遅らせてジャンプオフを行うか、もしくは当該コンビネーションをジャンプオフから失権とする場合もある。2 回走行競技の場合、必要と思われれば競技場審判団が当該選手に第 2 ラウンドで遅い出番を割り振ることがある。**（JEF）**

4．3　ジャンプオフでフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、あるいは人馬コンビネーションがジャンプオフへの出場資格がなく本走行のフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、もしくはジャンプオフのない競技でフィニッシュライン通過後に選手が落馬した場合、当該選手

は競技会メディカルサービスのチェックを受け、また当該馬は獣医師団長（公認競技会においてはオフィシャル獣医師）のチェックを受けなければ、当該選手および／または馬は当該競技会でそれ以降の競技に出場が認められない。**（JEF）**

４．４　上記 4.1-4.3 に概説したすべての場合において、競技場審判団は、競技会メディカルサービスとの協議を経て、深刻な怪我、潜在的に深刻な怪我、機能障害または健康状態により競技参加適性がない選手に対し、当該競技および／または競技会全体において出場を認めない権限を有する。**（JEF）**

第２３６条　基準Ａ

１．過失は本章に示す一覧表に従い、減点あるいは失権として科される。

過　失		減　点
(i)	１回目の不従順	減点４
(ii)	飛越中の障害物の落下	減点４
(iii)	水濠障害で馬の一肢あるいはそれ以上の肢が着水、または着地側で水濠の限界を示す着地板に肢もしくは蹄鉄の跡が残った場合	減点４
(iv)	すべての競技において選手の落馬または人馬転倒	失権
(v)	2 回目の不従順、あるいは第 241 条に定める他の違反行為	失権
(vi)	制限タイムの超過	失権
(vii)	テーブル A で行われるすべての競技における規定タイム超過	１秒につき減点 1

２．不従順の減点は同一障害だけではなく、全走行を通して累積される。

第２３７条　基準Ａでのスコア

１．障害物での過失減点とタイム減点を加算したものが、選手の走行スコアとなる。第 1 位および／またはその他の順位で同点がでた場合は、当該競技について定められた条件に従い、走行タイムが順位決定に勘案される場合がある。

第２３８条　基準Ａに基づく採点方法

１．タイムレースとしない競技

１．１　同減点の選手は同順位となる。実施要項に定める条件により、第 1 位で同減点の場合はタイムレースでないジャンプオフを 1 回もしくは 2 回実施することができる。

１．２　タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については、初回ラウンドにおける減点によって順位を決定する。

１．３　タイムレースとせず、規定タイムを設けた競技ではあるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースではない 1 回目のジャンプオフを行い、これでも第 1 位で同減点がでた場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については 1 回目のジャンプオフでの減

点と、必要であれば初回ラウンドでの減点で順位を決定する。

2．タイムレース競技

2．１　どの順位についても同減点の選手がでた場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび／または幅を増すことができる。

2．２　タイムレース競技であるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程を参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準 C に従ってジャンプオフを行うことができる。

2．３　第 238 条 2.2 と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで 1 回目ジャンプオフを行っても、なお第 1 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。

3．タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび／または幅を増した短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第 245 条 6 を参照）。

4．第 238 条 1.1 および第 238 条 2.1 に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは 2 回までとする。

第２３９条　基準Ｃ

1．基準 C での過失は秒数に換算されて走行に要した時間に加算されるか、あるいは失権となる。

2．基準 C における減点

	過　失	減　点
(i)	飛越中の障害物落下、馬の一肢あるいはそれ以上の肢が水濠障害で着水、もしくは着地側で水濠の限界を示す着地板を踏んだ場合	アウトドア競技では 4 秒（二段階走行競技の第二段階目、ノックアウト競技、基準 C で行われるジャンプオフでは 3 秒）； インドア競技では 3 秒
(ii)	1 回目の不従順	な　し
(iii)	落下および／または障害物の移動を伴う 1 回目の不従順	6 秒のタイム修正
(iv)	2 回目の不従順、もしくは第 241 条に定める他の違反	失　権
(v)	すべての競技において選手の落馬または人馬転倒	失　権

3．基準 C では規定タイムはない。以下の制限タイムを適用できる：
(i)……… 180 秒：コース全長が 600m 以上の場合、あるいは
(ii)……. 120 秒：コース全長が 600m 未満の場合
制限タイムの超過 …………………………………………………………………失権

4．基準 C に基づくスコア
走行に要した時間（タイム修正がある場合はこの秒数を含める）に、障害物の落下 1 個につき 4 秒（ジャンプオフ、あるいは二段階走行競技の二段階目については 3 秒）を加算し、選手の走行スコアを秒数で示す。

5．本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

6．第 1 位で同点の場合は、競技会実施要項にジャンプオフに関する特定条項がない限り、等しく第 1 位となる。

第７章　罰金、警告、イエローカード、失権、失格

第２４０条　罰金、警告、イエローカード

1．審判長、チーフスチュワードおよび技術代表は各々が第132条2と3に基づき警告あるいはイエローカードを出す権限を有する。**（JEF）**

2．次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある：**（JEF）**
2．１　失権後、速やかにアリーナを去らない選手
2．２　走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手
2．３　失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手
2．４　フィニッシュラインを通過した後に、1個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手（第202条6を参照）
2．５　スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手（第242条2.6と第201条4を参照）
2．６　アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手（第202条4、第242条2.3、第262条1.9を参照）
2．７　アリーナへの入場に際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手（第256条2.1を参照）
2．８　個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合（第282条2参照）
2．９　広告規定(第105条参照)に違反したり、服装および馬具に関する規則（第256条1と第257条）に従わない選手
2．１０　組織委員会の指示に従わない選手
2．１１　変形させる目的で障害物に触れた選手

２．１２　役員の指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者（他の選手、JEF職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など）に対して不穏当な行動をとった選手**（JEF）**
２．１３　警告を受けても違反を繰り返す選手

３．審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。**（JEF）**

第２４１条　失　権

１．規程もしくは競技条件に別段の記載がない限り、失権とは争点となっている競技において選手と馬が競技を継続できないことを意味する。失権は時間を遡って適用できる。

２．選手は棄権したり失権となった後に、単独障害を1個飛越する権利があるが、その競技のコース中にある障害物であること。しかしながら、これは落馬による失権には適用しない。

３．障害馬術競技において選手が失権となる事由を以下に示す。競技場審判団は以下の場合に失権を適用しなければならない：
３．１　競技場審判団が許可した練習用障害物を除き、走行を開始する前にアリーナ内の障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条3参照）
３．２　スタートの合図が出される前に走行を開始し、コース上の第1障害を飛越した場合（第202条5と第203条1.2を参照）
３．３　走行タイムの計測が始まってから45秒以内に第1障害を飛越しなかった場合。ただし、不可抗力による場合を除く（第203条1.2を参照）。
３．４　走行中に馬が継続して45秒間反抗した場合（第223条2を参照）
３．５　次の障害物を45秒以内に飛越しなかった場合、もしくは最終障害を飛越してフィニッシュラインを通過するまでの所要時間が45秒を超えた場合
３．６　スタートラインで標旗間を正しい方向から通過せずに第1障害を飛越した場合（第220条1.2を参照）
３．７　回転義務地点を通過しなかった場合、あるいはコースプラン上に継続したラインで示された経路をとらなかった場合
３．８　走行中にコースの一部ではない障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第220条1.5を参照）
３．９　コース上の障害物を抜かした場合（第220条1.5を参照）、あるいは逃避や拒止の後にその障害物を再飛越しなかった場合
３．１０　順序を間違えて障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
３．１１　誤った方向から障害物を飛越した場合（第220条1.4を参照）
３．１２　制限タイムを超過した場合（第236条と第239条を参照）
３．１３　拒止の後に、落下した障害物が復旧されるのを待たずに飛越したり、飛越しようとした場合
３．１４　走行中断の後、ベルが鳴るのを待たずに障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第203条3を参照）
３．１５　コンビネーション障害の閉鎖部分である場合を除き（第214条を参照）、拒止または逃避の後にコンビネーションのすべての障害物を再飛越しなかった場合（第212条3を参照）
３．１６　コンビネーションの各障害物を別々にかつ連続して飛越しなかった場合（第212条2を参照）

３．１７　（一部の特別競技を除き）最終障害を飛越した後にフィニッシュラインの標旗間を騎乗で正方向から通過せず、アリーナを出た場合（第226条2を参照）

３．１８　スタート前も含め、競技場審判団の許可なく選手および／または馬がアリーナを出た場合

３．１９　スタート前も含め、走行を終了する前に放馬した馬がアリーナから出た場合

３．２０　走行中にヘッドギアおよび／または眼鏡以外の物を騎乗したまま受け取った場合

３．２１　馬具と装具に関する規定を遵守しない場合（第257条1と第257条2を参照）

３．２２　選手もしくは馬に競技を終了できないような事故が起こった場合（第258条を参照）

３．２３　閉鎖コンビネーション障害を正しい方向から出なかったり、閉鎖コンビネーション障害を移動させた場合

３．２４　走行中の2回目の不従順（第236条と第239条を参照）

３．２５　走行中の選手の落馬または人馬転倒（第224条、第236条、第239条を参照）；注記：フィニッシュライン通過後の落馬／人馬転倒は失権とならない（第235条4を参照）

３．２６　何らかの理由により選手あるいは馬が競技続行に不適性であると競技場審判団が判断した場合

３．２７　走行終了後にアリーナ内にある障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合；ただし選手／馬コンビネーションが障害物を飛越せざるを得ないような状況、例えばジャンプオフを即時に行う競技であったり、あるいは二段階競技でベルの合図が遅すぎて障害前で馬を制止できない場合などを除く（プレス向けに障害物を1個飛越する許可については、第202条6を参照）。

３．２８　ヘッドギアの固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに飛越したり、あるいは飛越しようとした場合;ただし固定ポイントを締め直すために選手が急停止すると危険な場合を除く（第256条1.4を参照）。

3．２９　競技中にイヤフォンおよび/または他の電子通信機器を装着している選手（第225条4参照）

3．３０　馬の脇腹に出血

3．３１　口に出血がみとめられる馬（明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる口の出血などマイナーな事例では、役員は口をすすがせたり血を拭き取る行為を許可し、当該選手の競技継続を認めることがある；口にこれ以上の出血が確認された場合は失権となる）

4．審判長（もしくは審判長が審判席に不在の場合は、審判長が自らの不在時に競技運営を任せるため指名した競技場審判団メンバー）がラウンド中の人馬コンビネーションに走行継続を認めることが馬ウェルフェアの原則に反すると判断した場合、その審判長（あるいはその代理）は自らの判断でベルを鳴らし（あるいは他の競技場審判団メンバーに指示してベルを鳴らさせ）、当該人馬コンビネーションを失権とすることができる。この失権の決定は最終的なものであり、上訴あるいは抗議の対象とならない。

5．次の場合、失権となるかは競技場審判団の判断に任される：

5．１　選手氏名および／または出場番号が呼ばれてもアリーナへ入場しなかった場合

5．２　騎乗してアリーナへ入場、あるいはアリーナから退場しなかった場合（ただしフィニッシュライン通過後に落馬した場合は退場前に再騎乗する必要はない）

5．３　上記 3.20の場合を除き、許可されない物理的援助を受けた場合

5．４　事前に組織委員会に通知することなく、基準Aあるいは基準C採用のスピード競技で馬を馴致させた場合

5．5　走行中にベルが鳴っても停止しなかった場合（第203条2と第233条2）

第２４２条　失　格

１．失格とは選手、その騎乗馬（1頭もしくは複数頭）、および/または人馬ともに、争点となっている競技または競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。

２．次の場合に競技場審判団は失格を科すことができる：

２．１　競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合

２．２　競技場審判団の許可なくアリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条2、第202条5、第202条6を参照）

２．３　アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合（第202条4、第240条２.6、第262条1.9を参照）

２．４　アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条5を参照）

２．５　競技場審判団の許可を得なかったり、あるいは正当な理由なしに、ジャンプオフを前にして競技を棄権した場合

２．６　競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合（第240条２.5と第201条4を参照）

２．７　スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4参照）

２．８　競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて（第243条参照）。**(JEF)**

３．以下の場合は失格措置が必須である：

３．１　馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候；追加措置を適用することもある（第243条参照）

３．２　競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること

３．３　競技会期間中にどのような目的であれ、馬とともに競技会場を出ること。

第２４３条　馬に対する虐待行為（第 107 条も参照）（JEF）

１．様々なやり方の肢たたきを含め、いかなる形態であろうと馬に対する残忍行為、非人道的行為、虐待行為は厳しく禁止される（第243条2を参照）。

競技場審判団の見解により馬への虐待行為であるとみなされた行為あるいは一連の行為に対して、本規程に則って次のペナルティのいずれか、あるいは複数のペナルティが科される：

(i)　イエローカード（第134条を参照）
(ii)　罰金
(iii)　失権
(iv)　失格

２．次の行為は馬に対する虐待行為とみなされる：（第107条も参照）**（JEF）**

２．１　馬の肢たたき

「肢たたき」という用語は、競技において馬がより高く、かつ注意深く障害物を飛越するように導くある種の人為的技巧と解釈される。肢たたきとなり得る例をすべてここに挙げることは無理であるが、概して言えば、選手および／または騎乗していない助手（この場合も選手の責任）が手に持った物で馬の肢をたたくこと（何であれ、誰がやろうとも）、または意図的に馬が何かにぶつかるよう仕向けること、例えば必要以上に障害物を高くしたり／あるいは幅を広くすること、不適正なグラウンドラインを置くこと、速歩通過用横木やコンビネーション障害の間隔を狂わせたり、馬を障害物前で急に止めたり追うこと、あるいは馬が肢をぶつけなければ飛べないような向け方をすることなどを言う。

競技場審判団の管轄期間中に、肢たたきやその他いかなる形態であっても虐待的調教が行われた場合、当該選手と馬は少なくとも24時間、すべての競技から失格となる。更に競技場審判団は状況に鑑みて妥当と思われる場合には、当該選手および／または馬をその競技会全般から失格とするなどの措置をとることもできる。

２．２　鞭の過剰使用

- 鞭は選手の感情のはけ口として使用してはならない。そのような使い方は常に過剰となる
- 馬の頭部を鞭で打つ行為は常に鞭の過剰使用となる
- 4回以上続けて馬を打ってはいけない。馬の皮膚が破れた場合には、常に鞭の過剰使用とみなされる
- 失権した後に鞭を使ってはならない。

鞭を誤用したり過度に使用したと確認された選手は失格となり、競技場審判団の判断により罰金が科されることもある。

２．３　他の形態での虐待行為

他のいかなる形態での虐待行為（例えば肢の知覚過敏処置や知覚鈍麻処置、禁止されている調教方法の採用、拍車の過剰使用、そして一般規程、獣医規程やまたは他の FEI 諸規程に明記されている他の事例など）も禁止され、本規則に基づいて適切に処罰されなければならない。

第２４４条　ブーツとバンテージ規制

１．スチュワード業務 – ブーツとバンテージ規制（第 257 条 2.3～第 257 条 2.5 と獣医規程 1026 条も参照）**（JEF）**

ピュイッサンス競技と六段障害飛越競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンテージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンテージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンテージ規制の手順については、獣医規程とFEI障害馬術スチュワード・マニュアルを参照のこと。**（JEF）**

第８章　ジャンプオフ

第２４５条　ジャンプオフ－概略

１．同一競技において1回または複数の本走行を経て、第1位で同点となった選手のみがジャンプオフに出場できる。選手は、初回走行で騎乗した馬でジャンプオフに出場しなければならない。

２．原則として、ジャンプオフは当該競技の本走行で使われたルールと基準、およびその種の競技で適

用されるジャンプオフ規程に則って行わなければならない。しかし、基準A採用のマイナー競技のジャンプオフについては、その旨が実施要項に記載してあれば基準Ｃで審査を行うこともできる。いかなる場合も、ジャンプオフは本競技の走行が終了した後、直ちに行わなければならない。

3．実施要項に明記してあれば、本走行を減点なしで完走した選手はその後直ちにジャンプオフへ進むよう、組織委員会が定めることができる。この場合は、ジャンプオフ・コース走行開始の合図として、ベルをもう一度鳴らさなければならないが、これに際しては第203条1.2の45秒ルールを適用する。ジャンプオフへ出場資格を得た選手は、本走行を終了してからジャンプオフの前にアリーナから退出することは認められない。この種のジャンプオフは、第238条1.2あるいは第238条2.2に従い、基準Aで行われる競技でのみ認められ、最高賞金額が設けられている競技では許可されない。本走行で減点なしで完走した選手がいない場合は、適宜、第238条1.1あるいは第238条2.1に従って順位を確定する。**(JEF)**

4．本規程に別段の定めがない限り（パワーアンドスキル競技は262条参照：**JEF**）、いかなる競技でも3回以上のジャンプオフは行えない。

5．実施要項または本規程で特に決められている場合を除き、ジャンプオフのスターティングオーダーは、その前に行われた本走行のスターティングオーダーと同じでなければならない。**（JEF）**

ジャンプオフのある1回走行競技の本走行スタート前に落鉄した馬については、これより後のスターティングオーダーとなる。ジャンプオフでスタート前に落鉄した場合は、3頭分後ろのスターティングオーダーとなる。蹄鉄の装着がこの時までに終了していない場合は、競技場審判団の判断で、スターティングオーダーをさらに繰り下げるか失権とするか決定される。**（JEF）**

6．第1位で同点となった場合は、実施要項の条項に則ってジャンプオフを1回行うことができる。実施要項にジャンプオフの条項がない場合は、ジャンプオフを行わない競技とみなす。

第２４６条　ジャンプオフでの障害物

1．ジャンプオフでの障害物は、第208条5に定める限度内で、高さおよび／または幅（部分的もしくは全体的に）を変更できる。しかしながら、ジャンプオフ用障害の寸法を増すことができるのは、第1位で同点となっている複数の選手が障害減点なしで本走行を終えている場合のみである。

2．オリジナルコースでコンビネーション障害が使われている場合は、ジャンプオフにもコンビネーション障害を最低1個は含めなければならない。

3．ジャンプオフにおける障害物の個数は6個（コンビネーション障害は1つと数える）にまで減らすことができる。

4．ジャンプオフでは障害物の形、タイプ、色を変えてはならないが、コンビネーション障害の一部を取り除いても構わない。コンビネーション障害がトリプル、あるいは4個の障害物で構成されている場合は、中央の障害物だけを除くことはできない。

5．ジャンプオフ用障害物の飛越順序は、オリジナルコースから変更してもよい。

6．ジャンプオフにおいては、コンビネーションの障害間距離を変更してはならない。

７．ジャンプオフ用コースには、最大2個まで単独障害を追加することができる。この追加障害物については2個とも、コース下見に際してコースに設置されているか、あるいは本走行もしくは複数の走行で使用された障害物で構築しなければならない；もし本走行で使われた障害物を本走行とは異なる素材でジャンプオフ用に構築したり、あるいは新たな素材を加えて構築する場合は、ジャンプオフ用の追加障害物とはみなされないが、素材の変更は競技場審判団の承認を受け、コースプランに示して選手に通知していることを条件とする。2個の追加障害物は幅障害2個、垂直障害2個、あるいは幅障害1個と垂直障害1個の何れでもよい。障害物はどちらの方向へ飛越してもよいのか、あるいは一方向のみなのかをコースプランと障害物自体にも明示しなければならない。本走行のコースに含まれていた障害物をジャンプオフで反対方向から飛越する場合、この障害物は追加が認められる2個の障害物の一つとみなされる。第1あるいは第2ラウンドにて使用された垂直障害をジャンプオフで幅障害（あるいはその逆）に造りかえることができるが、その場合は2個の追加障害物の一つとみなされる。 また直前のラウンドにおいて垂直障害2個で構成されていたコンビネーションを、ジャンプオフでは反対方向からの飛越とすることもできるが、この場合、このコンビネーションはジャンプオフ用コースで許可される追加の障害物2個分とみなされる。

第２４７条　ジャンプオフ、第２ラウンドあるいは決勝ラウンドでの失権、棄権もしくは出場辞退

１．ジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドで棄権、失権、もしくは競技場審判団の許可を得て出場辞退した選手は、ジャンプオフ／第2ラウンド／決勝ラウンドにて完走した全選手のあとに一律最下位となる。**（JEF）**

２．競技場審判団の許可なく、あるいは競技場審判団に通知することなくジャンプオフ、第2ラウンドあるいは決勝ラウンドを出場辞退した選手は、ジャンプオフ／第2ラウンド／決勝ラウンドで競技場審判団の許可を得て出場辞退、棄権あるいは失権した選手より下位に順位付けられる**。（JEF）**

３．順位決定のジャンプオフ前に、ジャンプオフへの出場資格を得た選手全員がこれを辞退した場合は、競技場審判団がこの申請を受け入れるか退けるべきかを決定する。競技場審判団がこの出場辞退を認める場合は、組織委員会がくじ引きでトロフィーの授与先を決め、賞金は合計して選手間で等分する。競技場審判団から競技続行の指示があったにもかかわらず選手らが従わなかった場合は、トロフィーの授与はなく、当該選手らはジャンプオフを行った場合の最下位順位と賞金を受け取る。

第9章　順　位

第２４８条　個人順位と表彰

１．個人選手の順位（成績）は、競技で採用されている基準と競技実施要項に記載の指示、あるいはコースプランに示された変更事項に従って決定される。

２．入賞の可能性がない選手については、競技場審判団の判断で、その走行中のどの時点でも走行中止を命じることがある。

３．競技の第1ラウンドを完走できない選手は、一部の特別競技を除いて受賞する権利はない。

４．予選競技で入賞した選手は、予選で出場資格を得た決勝競技への出場を辞退した場合でも、予選競技での受賞を維持できる。

５．入賞した選手は、その入賞馬とともに表彰式に参加しなければならない。しかし安全上の理由から、競技場審判団が例外を設けることもある。入賞した選手が正当な理由なしに表彰式へ出席しなかった場合は、競技場審判団の判断で組織委員会から当該選手への賞を保留することがある。従って、組織委員会は実施要項とプログラムに表彰式への出席を求める入賞者数を公表しなければならない。実施要項あるいはプログラムに出席すべき人数が記載されていない場合は、入賞したすべての人馬が表彰式に出席しなければならない。

６．競技スポンサーから提供された馬着を除き、表彰式で馬着を使用することは認められない。しかし特別な状況下では、競技場審判団がこの規則を緩和できる。

7．本項については主催および公認競技会では適用しない（**JEF**）

第１０章　選手と馬

第２４９条から第２５５条については、主催および公認競技会では適用しない。

第２４９条　CSIO への招待

第２５０条　CSI への招待

第２５１条　参加申込（一般規程第１１６条も参照）

第２５２条　スターティングオーダー

第２５３条　出場選手の申告

第２５４条　馬の参加と年齢、頭数

第２５５条　シニア競技へのマイナー選手の参加（付則 9、11、12 も参照）

第２５６条　服装、保護用ヘッドギア、人工補助具、敬礼

１．服　装

１．１　選手は観客の前にでる時には正しい服装でなければならず、競技中および表彰式においては第256条1条、第256条3、およびFEI一般規程第135条2の適用条項に合致した服装が求められる。

１．２　コース下見に際しては身だしなみのよい服装でなければならない。いかなる場合でも長靴、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、長袖あるいは半袖シャツ、白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。シャツは白い襟（カラー）付きでなければならない；長袖シャツの場合は白い袖口が付いてなければならない。

１．３　悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服（透明または半透明のものに限る）の着用を許可することもある。また、乗馬ズボン用の雨具については、競技場内での着用は許可しない。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。**（JEF）**

１．４　騎乗中はいかなる者も常に乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することが義務づけられる。どのような時であれ選手がヘッドギアを脱いだ場合には、本規則で許可しているか否かにかかわ

らずすべて自己責任となる。走行中にヘッドギアが脱げるか、あるいはその固定ポイントが外れた選手はかぶり直し、またはつけ直し、固定ポイントがゆるくなった場合は締め直さなければならない。そのような場合、選手がヘッドギアを再装着/または固定ポイントを締め直す際に停止しても減点されないが、時計は止めない。固定ポイントを正しく締め直すために急停止すると危険な状況（例えばコンビネーションの途中であったり、あるいは飛越しようとしている障害物の1歩または2歩手前でゆるんだ場合）を除き、選手が固定ポイントを的確に締めずに、またはまったく締めずに障害物を飛越したり、あるいは飛越しようとした場合は失権となる。例外として、シニア選手が表彰式で褒賞を受領する際、あるいは国歌の演奏中、その他式典の際にヘッドギアを外すことはできる。**（JEF）**

１．５　民間人は、所属NFの承認した服装、ジャケット、白または淡黄褐色の乗馬ズボン、黒または茶色の長靴の着用が求められる。他の暗色の長靴もJEFの判断で認められる場合がある；長靴の上端周り、踵および／またはつま先に対比色を1色のみ使うことができる。長靴は踵付きでなければならない。シャツは長袖でも半袖でもよいが、白の襟付きであることと、長袖シャツの場合は白い袖口が必要である。白いタイあるいはチョーカーを着用しなければならない。競技用ジャケットの色指定はないが、外向きのボタンでなければならない。襟付きジャケットの場合はジャケットと同色か他の色のラペルカラー（折り返し襟）でなければならない。襟なしジャケットも認められるが、ジャケットの前をとめた時にシャツの襟とタイが見えることを条件とする。ジャケットを着用しない場合（天候による例外については第256条1.3参照）は、袖付きのシャツを着用しなければならない；長袖も半袖も許可される。**（JEF）**

１．６　警察官、自衛隊関係者は、民間人と同じ服装かもしくは制服を着用することができる。**（JEF）**

１．７　競技場審判団の判断により、服装が不適切な選手については競技への参加が認められないことがある。

１．８　この規程に従わない選手は、競技場審判団により１０，０００円の罰金が科される。更に、当該選手はアリーナからの退場を求められ、規程に準拠した服装を着用するまでは競技参加を認められない。**（JEF）**

１．９　色彩について論議が生じた場合はJEF理事長に付託し、障害馬術本部との協議によりJEF理事長の決定が最終となる。**（JEF）**

１.１０　イヤフォンおよび／または電子通信機器を障害馬術競技中に着用することはできない。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナ以外であれば片耳にイヤフォンを装着することはできる。

１.１１　拍車

１.１１.1　競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は長靴に拍車を1個ずつのみ装着できる。

１.１１.２　輪拍とは回転する円盤部分に刻み目があるか、あるいはのこぎり状となっている拍車であり、障害馬術競技会場内のいかなる場所でも使用が許可されない；刻み目あるいはのこぎり状になっていない円盤が回転する拍車は認められる。

１.１２　鞭

1.1 2.1　競技会場内のいかなる場所でも、騎乗している選手は鞭を1本のみ所持できる。

1.1 2.2　フラットワークの際、選手は馬場馬術用の鞭使用を認められるが、いかなる場合も末端に重りのついた鞭の使用あるいは所持、もしくは長さが75㎝を超える鞭をアリーナおよびスクーリングエリアで横木通過あるいは障害飛越の際に使用あるいは所持することは、厳格に禁止されている。

2．敬　礼

2．1　競技場審判団長が別段の指示を出さない限り、競技場審判団の管轄下にてアリーナで行われるすべての競技において、各選手は敬意の意味合いで主審に敬礼しなければならない。競技場審判団は、敬礼を怠った選手の走行開始を拒否することができる。更に競技場審判団は当該選手に罰金を科すこともある（第240条2.7参照）。特別な理由により、競技場審判団は組織委員会と協議の上、各競技の開始前に選手の敬礼を必要とするか否かを決定する場合がある。国家元首が臨席されているときには、組織委員会が審判長の了承を得て、敬礼は国家元首に対して行うよう出場選手に指示しなければならず、また役員席に特別な来賓がある場合にも同様な処置をとることがある。

2．2　選手は、パレード、表彰式、あるいは国歌が流れる間は敬礼することとする。

2．3　競技場審判団は、特別な理由により敬礼は不要と判断することができる。

2．4　選手は敬礼の際にヘッドギアを外してはならない。鞭を上げるか頭を下げることで適切な敬礼をしたとみなされる。

3．選手および馬につける広告（FEI 一般規程第 135 条参照）

3．1　IOCの後援を受けて行われる地域大会やオリンピック大会（オリンピック大会におけるオリンピック馬術競技規程参照）を除くすべての競技会において、選手はメーカー、選手スポンサー、選手のチームスポンサー、NFスポンサー、選手の所属国、および/または選手自身を識別表示する服装を着用および装具を使用できるが、以下に示す特定条件に従う場合のみとする：

3．1．1　スポンサーではないメーカーの識別表示

3．1．1．1　競技エリアにいる場合と表彰式の際に、スポンサー企業ではない衣類・装具メーカーを特定する名称やロゴの表示は、衣服と装具につき各1ヶ所、$3cm^2$以内の表面積とする。

3．1．2　スポンサーの識別表示

3．1．2．1　競技エリアにいる場合と表彰式の際に表示できる選手スポンサー、選手のチームスポンサーおよび/または所属NFのスポンサーの名称および/またはロゴは、以下の表面積を超えない範囲とする：

i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで$80cm^2$

ii) シャツの両襟あるいは女性のブラウスの襟では中央部分で $16cm^2$

iii) 民間人はヘッドギアの中央部分に垂直にスポンサーロゴを表示できる。このロゴは長さ25cm、幅 5cm 以内とする。

iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で 1 ヶ所 $80cm^2$（長さ 20cm、幅 4cm 以内）

v) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも $200cm^2$

vi) イヤーフードでのロゴは $75cm^2$

3．1．2．1．1　上記の記載に関わらず、公認障害馬術競技大会の組織委員会は、実施要項にてこのような名称やロゴの表示を禁止することができるが、第256条3.1.2.1に示した

限度内でのJEFパートナーと／あるいはJEFスポンサーの名称とロゴについては例外とする。**（JEF）**

３．１．２．２　主催競技会とすべての公認障害馬術競技会において、組織委員会は競技および／または競技会スポンサーの名称および／またはロゴを、競技エリアにいる組織委員会運営員の衣服、および馬が競技エリアにいる場合や表彰式の際に使用する馬着にも表示できる。選手のゼッケンに付ける名称および／またはロゴのサイズは100cm^{2}以内とする。

３．１．３　選手の所属識別**（JEF）**

３．１．３．１　競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手の国名やロゴ、国の象徴および／または国旗、および／または選手のNFロゴもしくは名称は、以下の表面積を超えない範囲とする：

(i) ジャケットあるいは上衣の両側各々に胸ポケットの高さで、また襟に適度な大きさ

(ii) ジャケットあるいは上位の片腕に200cm^2、もしくはジャケットあるいは上位の両腕各々に100cm^2

(iii) ヘッドギアの中央部分に垂直に（第256条3.1.2.1.iiiの仕様を参照）

(iv) 乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^2（長さ20cm、幅4cm以内）

(v) 鞍下ゼッケンの側面は両側とも200cm^2

(vi) イヤーフードのロゴは75cm^2

いかなる場合も、表示方法と見える度合いが3.1.2.1と3.1.3.1に記載の表面積に合致している限り、選手の所属を選手スポンサー名称および／またはロゴと併せて表示してもよい。**（JEF）**

３．１．４　選手名

３．１．４．１　競技エリアにいる場合や表彰式の際に表示できる選手氏名は、乗馬ズボン左脚に縦方向で1ヶ所80cm^{2}以内（長さ20cm、幅4cm以内）の表面積とする。

３．２　本条項に別段の記載がない限り、競技エリアにいる間または演技中に、いかなる選手、役員、馬についても広告や宣伝を身につけることはできず、騎乗用具にも表示できない。しかしながらコース下見の際に、上衣の前後であれば400cm^{2}以内、ヘッドギアでは50cm^{2}以内で選手は自分のスポンサー、チームスポンサーおよび／またはNFスポンサーのロゴ、および／または国籍を表示することができる。

３．３　チーフスチュワードは、選手がアリーナへ入場する前に前述条項を遵守しているかを確認する責任がある。前述の内容に準拠していない選手は競技の間、アリーナへの入場が認められない。**（JEF）**

３．４　適用される放映契約、インターネット契約、あるいはこれに類する法規や合意によって認められていれば、障害物とアリーナの側面に広告を表示することができる。スポンサーにつき障害物の規格詳細は第208条3に網羅されている。

３．５　書面による別段のJEF合意がない限り、本条項でいう競技エリアとは選手が審査される場所または馬がホースインスペクションを受ける場所すべてを含む。これには練習馬場を含めない。**（JEF）**

第２５７条　馬　装

１．競技アリーナにて：

１．１　馬の目を覆うブリンカーやフライマスクの使用は禁止である。

１．２　頭絡の頬革上に革、シープスキンもしくはこれに類する素材をあてることはできるが、馬の頬から測って直径3cmを超えないものとする。

１．３　可動式ランニング・マルタンガールのみ使用が許可される；手綱1本につきマルタンガール・ストッパーは1つのみ使用できる。スタンディング・マルタンガールとして機能するよう手綱を形成してはならない。

１．４　銜あるいは鼻革の規制はない。しかし競技場審判団には、獣医師の助言に基づいて、馬が怪我をしそうな銜あるいは鼻革の使用を禁止する権限がある。

手綱は銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。手綱は2組まで使用できる。2組の手綱を使う場合にはその1組を銜に付けるか頭絡に直接装着しなければならない。ギャグとハックモアの使用が許可される。

１．５　表彰式やパレードの間を除き、競技アリーナでの折り返し（ランニングレーン）の使用は禁止である。

１．６　第257条1.1~第257条1.5に記載の規程遵守を怠った場合は失権となる（第241条3.21参照）

２．組織委員会の管轄下にある競技会場内すべての場所（制限区域）で、以下の条項を適用する：

２．１　安全確保の観点より、鐙や鐙革（セイフティ鐙にも適用される）は固定せず、あおり革の外側で托革から垂れ下がっていなければならない。選手は直接あるいは間接的にであれ、自分の体のいかなる部分も馬具に縛り付けてはならない。

２．２　馬の前肢あるいは後肢に装着が認められる装具（単一のブーツか複数のブーツ、フェットロックリングなど）の総重量は、装具が濡れていた場合を含めいかなる状況下でも1肢あたり500gを超えてはならない（蹄鉄あるいは蹄鉄の代用品は含まない）。

２．３　すべてのヤングホース（5 歳、6 歳、7 歳、8 歳馬）について：**(JEF)**

競技では後肢ブーツに関して以下の基準を遵守しなければならない：

内側にのみ丸みを帯びた保護用パーツがある後肢ブーツが、後肢用ブーツとして許可される唯一のタイプである。ブーツは内側の長さを最大16cmとする；留め具の幅は少なくとも5cmなければならない。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繋の保護パーツつき後肢ブーツについては、保護パーツが柔らかくしなやかな素材でできている場合に限り認められる。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繋の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真についてはFEIウェブサイトのFEI障害馬術スチュワードマニュアルを参照）。**(JEF)**

ブーツは馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内側を覆うように装着しなければならない。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない、つまりライニングの下にパッドやブロックを入れてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキ

ンの内張りは認められる。

伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない。馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具は一方向性でなければならず、即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例としてはFEI障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（第257条2.3参照）。繋ぎあてはきつく締めすぎないことを条件に繋周囲に使うことができる。

２．４　主催および公認競技会においては、以下の記述に合致する後肢ブーツのみ使用できる：

２．４．１　第257条2.3に記載のブーツ。

２．４．２　内側にのみ保護機能がある丸みを帯びたブーツ、および内側と外側に保護機能がある丸みを帯びたブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシェル・ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：いかなるブーツも、馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。特にダブルシェル・ブーツの場合は、馬の球節の形状に型打ちされていなければならない；即ちブーツ自体が自然に球節を囲うよう「U」字に成形されていること。ブーツが球節を包み込むために留め具を必要とするダブルシェル・ブーツは認められない。ブーツの長さは最も長い部分が 20cm 以内であること。ブーツ内側かブーツ両面に、丸みをもたせたシェルよりも下に伸ばして繋の保護機能を高めた後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。内側で丸みを帯びたシェルから下方へ伸びた繋保護パーツは、ブーツの長さ測定時にカウントされない（ブーツの長さの正確な測定手法については、FEI 障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。ブーツの丸みを帯びた保護機能のあるパーツで球節を包むように装着しなければならない（片側にのみ保護機能のあるブーツについては、保護用パーツが球節の内側を覆うように装着しなければならない）。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

ブーツにつけられる留め具は2ヶ所までとする。次のような留め具のみ許可される：

マジックテープタイプの留め具： - どのストラップも以下の通りであること： ・マジックテープあるいはマジックテープタイプの留め具つき ・ストラップが2ヶ所ある場合は2.5cm以上の幅、あるいは ・ストラップが1ヶ所のみの場合は5cm以上の幅 - 球節内側部分にのみ保護機能のあるブーツについては、ストラップは伸縮性があってもなくてもよい - ダブルシェル・ブーツではストラップは伸縮性がなければならない	
スタッドタイプの留め具： - どのストラップも以下の通りであること： ・伸縮性のある素材である ・2.5cm以上の幅がある ・ブーツのスタッドにはまる穴がある	
ホックタイプの留め具： - どのストラップも以下の通りであること： ・伸縮性のある素材である ・2.5cm以上の幅がある ・ブーツの「カギホック」受け手にはまるホックがある	

馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具はすべて一方向性でなければならない;即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例として FEI 障害馬術スチュワードマニュアル付則を参照）。留め具自体が折返し式であるか、あるいは留め具にテコのような作用を及ぼすものは許可されない。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップあるいはこれに類する軽量のバンデージ素材の使用は認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ／バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が500グラムを超えないことを条件に（第257条2.3参照）、保護目的で使用できる。繋ぎあてはきつく締めすぎないことを条件に繋周囲に使うことができる。

２．５　馬の目を覆うプラスチック製シールド（すなわち馬用メガネあるいはサングラス）は、調馬索運動時を含め、騎乗中あるいは馬の運動中いかなる時点でも禁止である。厩舎エリアおよび放牧エリアでは使用できる。

２．６　舌紐の使用は禁止である。舌押さえの使用については獣医規程第1025条を参照のこと。

２．７　競技アリーナで第257条2.1～第257条2.8のいずれかの条項遵守を怠った場合は失権となる（第241条3.21参照）。

３．馬具および装具に付ける広告

馬具および装具に付ける広告の制限については、第256条3に定める条件を適用する。

第２５８条　事　故

１．事故により選手または馬が走行を終えることができない場合は、両者とも失権となる。事故が発生しても選手が走行を完了した場合は、乗馬で退場しなくても失権とならない。

２．競技場審判団が事故後に選手あるいは馬が競技継続には適さないと判断した場合、同審判団はこれを失権としなければならない。

第１１章　役　員

第２５９条　役　員

主催競技会は、別表３「主催競技会の大会役員編成に関する基準」および別表４「国民体育大会馬術競技中央競技役員編成に関する基準」による。**（JEF）**

1.～5.については、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

6. 利害相反

状況から判断して大方の者が利害の競合があると推察するような場合には、利害相反が実質的に存在すると言える。利害相反とは、JEF を代表するか、あるいは JEF に代わってビジネスや取引を行うにあたり、客観性に影響を与える可能性があったり、あるいは与えるとみなされるような、家族関係などを含む人的関係、職業上の関係、あるいは金銭的関係と定義づけられる。

現実的に可能な限り、利害相反は避けなければならない。しかしながら、スポーツ成績の向上を目指すため、JEF が利害の抵触と確立された専門性との釣り合いをとらねばならない事例もあるだろう。**（JEF）**

第１２章　競　技

第２６０条　概　要

１．個人およびチームを対象とする様々な障害馬術競技がある。以下の条項では、国際競技会で最も多く行われる競技を網羅する。

２．組織委員会は、スポーツに多様性をもたせるためにも新しいタイプの競技を提案することができる。しかしながら、本章に述べる競技についてはすべて、この障害馬術規程を厳守して開催しなければならない。

第２６１条　標準競技とグランプリ競技（JEF）

１. 標準競技は飛越能力の審査を主たる要素にしているが、第1位で同点の選手がでた場合は1回目のジャンプオフ、もしくは最大限2回のジャンプオフにスピードを導入して優劣を決定することができる。

２．これらの競技は基準Aにてタイムレース、あるいはタイムレースとしない条件で審査されるが、必ず規定タイムを設ける。

３．コースは馬の飛越能力の審査を主眼として設定する。組織委員会は障害物の数、種類、そして高さや幅が所定の制限内で設置されるよう責任を負う。

４.から7.のグランプリ競技については、主催および公認競技会では適用しない。（**JEF**）

第２６２条　パワーアンドスキル競技

１．通　則

１．１　パワーアンドスキル競技の目的は、限定数の大障害における馬の飛越能力を示すことにある。

１．２　第1位で同点の選手が出た場合は、一連のジャンプオフを行わなければならない。

１．３　ジャンプオフ用障害物は、いかなる場合も本競技のコースに使用されたものと形やタイプ、色も同じでなければならない。

１．４　３回目のジャンプオフを終えても優勝者を決定できない場合、競技場審判団は競技の継続を止めることができる。4回目のジャンプオフでも決定できない場合は、競技場審判団が競技の継続を止めなければならない。この段階で残っている選手は同一順位となる。

１．５　３回目のジャンプオフ後に選手が競技の継続を希望しない場合は、競技場審判団は競技の継続を止めなければならない。

１．６　３回目のジャンプオフで過失があった場合は、4回目のジャンプオフを行うことができない。

１．７　同減点の場合、タイムは順位の決定要素にならない。規定タイムも制限タイムも設定しない。

１．８　競技は基準Aに基づいて審査を行う。

１．９　選手が練習馬場でスクーリングができない場合は、アリーナ内に練習用障害物を設置しなければならない。オプショナル障害の使用は認められない。

１．１０　アリーナの広さと選手数によって状況が許す場合、競技場審判団は1回目もしくは2回目のジャンプオフで残っている選手をアリーナ内で待機させることができる。この場合、競技場審判団は練習用障害物の使用を認めることがある。

２．ピュイッサンス競技

２．１　本走行のコースは4個～6個の単独障害で構成し、このうち少なくとも1個は垂直障害でなければならない。第１障害は高さを1.40m以上とし、それ以降は高さが1.60m～1.70mの障害物を2個、高さが1.70m～1.80mの箱障害か垂直障害を1個設置しなければならない。コンビネーション障害、水濠障害、乾壕、自然障害の使用はすべて禁止されている。
踏切側に傾斜板（箱障害基底部からの距離は最大30cm）が付いている箱障害の使用は認められる。

２．２　箱障害の代わりに垂直障害を使うこともできるが、その場合は上に横木を1本のせたプランク（平板）、あるいは上に横木を1本のせたプランクと横木のコンビネーション、もしくはすべて横木で構成した障害物で代用することができる。

２．３　第1位で同点の選手がでた場合は、引き続き2個の障害物でジャンプオフを行わなければならず、障害物は箱障害1個あるいは垂直障害を1個と幅障害1個とする（第246条1を参照）。

２．４　ジャンプオフでは2つの障害物の高さを段階的に上げ、幅障害については幅も広げなければならない。第1位で同点の選手らが前回の走行で減点を出していない場合にのみ、垂直障害あるいは箱障害の高さを上げることができる（第246条1を参照）。

３．六段障害飛越競技

３．１　この競技では、6個の垂直障害を各障害間距離が約11mとなるよう直線上に配置する。障害物は同じ種類の横木だけを使用して等しく構築しなければならない。横木を支える掛け金の深さは最大で20mmとする。障害物の数はアリーナの広さに応じて減らすことができる。

３．２　障害物をすべて同じ高さで造ってもよく、例えば一律1.20mに設定する
もしくは

３．２．１　段階的に高さを変えて、例えば1.10m、1.20m、1.30m、1.40m、1.50m、1.60mとする
あるいは

３．２．２　最初の2つの障害物を１.20mで、次の2つの障害を1.30mというように設定する。

３．３　馬が拒止したり逃避した場合は、過失のあった障害物から走行を再開しなければならない。

３．４　第１位で同点となっている選手らが第 1 ラウンドで減点があった場合を除き、最初のジャンプオフは高さを上げた 6 個の障害物で行わなければならない。最初のジャンプオフ後に、障害物数を４個までに減らすことができるが、障害間距離は当初に定めた 11m を維持しなければならない（障害物を減らす場合は低いものから外すこと）。

第２６３条　ハンティング競技、あるいはスピードアンドハンディネス競技

１．これらの競技の目的は馬の従順さ、調教程度、そしてスピードを示すことにある。

２．これらの競技は基準Ｃで審査される（第239条を参照）。

３．コースは彎曲していて、障害物の種類も多様でなければならない（選択障害を設けることができ、これによって選手は難度の高い障害物を飛越することで走行距離を短縮できる）。

バンク、スロープ、乾壕などの自然障害を飛越する競技をハンティング競技と呼び、実施要項でもその名称で記載しなければならない。（この種類で）その他の競技はすべてスピードアンドハンディネス競技と呼ぶ。

４．コースプランには通過すべきコースを指定しない。コースプランでは、各障害物の飛越方向を矢印で示すのみとする。

５．回転義務地点がどうしても必要な場合にのみ、コースプランに記載する。

第 264 条、第 265 条については、主催および公認競技会においては適用しない。

第 264 条　ネーションズカップ

第 265 条　スポンサーチーム競技と他の団体競技

第２６６条　フォルト・アンド・アウト競技

１．この競技はそれぞれ番号を付けた中規模の障害物を用い、タイムレースとして行う。コンビネーション障害を含めてはならない。選手の走行は過失が何であれ（障害物の落下、不従順、落馬など）、最初の過失が発生した時点で終了となる。
障害物が落下したり、指定時間が経過した時点でベルが鳴らされる。その後、選手は次の障害物を飛越しなければならず、馬の前肢が着地した時に時計が止められるが、ベルが鳴ってから飛越した障害物については得点とならない。

２．この競技ではボーナスポイントが与えられる：正しく障害物を飛越すると2点、障害物の落下があると1点である。

３．走行終了の原因となった過失が不従順など、障害物の落下以外であった場合、もしく（飛越後に）時計を止める障害物を選手が飛越しなかった場合はベルが鳴らされる。当該選手は同得点を獲得した選手の中で最下位となる。落馬に関わるペナルティは失権である（第241条3.25）。

４．この競技の優勝者は獲得点数の一番多い選手である。同点の場合は走行タイムが勘案され、一番早く走行した選手が優勝となる。

５．フォルト・アンド・アウト競技は2つの方法で行うことができる：

５．１　一定数の障害物で行う場合
競技は最大数の障害物を用いて行われ、選手が最後障害物を飛越してフィニッシュラインを通過した時点で時計が止められる。
第1位で得点もタイムも同じであった場合にのみ、障害物の数を限定してフォルト・アンド・アウト競技のジャンプオフを行わなければならない。

５．２　60秒～90秒の指定時間（屋内アリーナでは45秒）を設けて行う場合
選手は指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、コース走行を終了しても指定時間が残っている場合は、再スタートして同じコースを回る。
馬が既に踏み切った後に指定時間となった場合は、障害物落下の有無にかかわらず、その障害物はカウント対象となる。次の障害物で馬の前肢が着地した時点でタイムをとる。同減点で同タイムの場合は同順位となる。

第２６７条　ヒット・アンド・ハリー競技

１．この競技では最初の過失で失権となるのではなく、選手は正しく飛越した障害物について2点、落下した障害物について1点を獲得する。コンビネーション障害は認められない。

２．この競技は60秒から90秒（屋内では45秒）までの指定時間内で行われる。不従順はその選手が費やしたタイムで減点されるが、2回の不従順あるいは落馬は失権となる。

３．この競技の優勝者は、指定時間内に終了し、最も多くの得点およびタイムが速い選手とする。

４．指定時間が切れるとベルが鳴らされる。選手が次の障害物を飛越して馬の前肢が着地した時点で時計を止めるが、ベルが鳴らされた後に飛越した障害物は得点とならない。

５．馬が既に踏み切った後に指定時間が切れた場合は、その障害物の落下の有無にかかわらずカウント対象となる。選手の走行タイムは前記4で述べたように、次の障害物でとる。
不従順と障害物の移動あるいは落下があった場合は、指定時間から6秒が差し引かれ、これに応じてベルが鳴らされる。

６．時計を止めることとなる障害物を最初の試行で飛越しなかった場合は、走行終了となる。この選手は同得点を得た選手の中で最下位となる。

第２６８条　リレー競技

１．通　則

１．１　リレー競技は2名あるいは3名の選手で構成するチームを対象とした競技である。チームメンバーは一緒にアリーナへ入る。

１．２　コースプランに示されたコースをチームメンバーが連続して完走しなければならない。

１．３　スタートラインを通過した選手は第1障害を飛越しなければならず、また最終障害を飛越した選手はフィニッシュラインを通過することで、時計が止められる。選手が最後から2番目の障害物を飛越した後に、別の選手がフィニッシュラインを通過した場合、チームは失権となる。

１．4　走行タイムは最初の選手がスタートラインを通過した時点から、同チームの最終走者がフィニッシュラインを通過する時点までを計測する。

１．５　規定タイムは当該競技の速度と、コース全長にチームメンバーの人数を掛けたものに基づいて算出する。

１．６　走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、走行に要した時間にタイム修正を加算しなければならない（第232条を参照）。

１．７　チームメンバー1名が失権するとチーム全体の失権となる。

１．８　チームメンバーによる2回目の不従順、あるいは選手の落馬または人馬転倒1回でチーム全体の失権となる。

１．９　バトンタッチの際に、選手が前走者の馬の前肢が地面に着く前に踏み切った場合はチーム失権となる。

２．リレー競技は次の要領で行われる：

２．１　ノーマル・リレー

２．１．１　ノーマル・リレーでは、最初の選手がコースを走行して最終障害を飛越した段階で次の選手が走行を開始し、以下同様に繰り返す。

２．１．２　チームメンバーが最終障害を飛越して、その馬の前肢が地面に着き次第、次の選手が第1障害を飛越できる。

２．１．３　これらの競技は基準Cで行う。
２．２　フォルト・アンド・アウト・リレー（飛越回数リレー競技）
この競技は第266条に定めるフォルト・アンド・アウト競技の条項に基づいて行われ、チームメンバー全員で最多数の障害物を飛越するか、または設定された合計時間内にチームメンバー全員でできるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。
２．２．１　最多数の障害物飛越で競う場合
２．２．１．１　各選手が走行を終了した時点、あるいは最終障害以外で過失があった時にはベルが鳴らされ、選手は必ず交代しなければならない。次の選手は第1障害から、あるいは障害物の落下があった場合はその次の障害物、もしくは不従順があった障害物から走行を開始しなければならない。
２．２．１．２　チームの最終走者が過失なしで走行を終了した場合、あるいはコースの最終障害物を落下させた場合、同選手の走行はフィニッシュラインを越えた時点で終了し、この時点で時計を止めなければならない。
２．２．１．３　チームの最終走者が最終障害以外の障害物を落下させた場合は、ベルが鳴らされ、同選手は走行タイムの記録のために次の障害物を飛越しなければならない。この最終走者が何らかの理由で時計を止める障害物を飛越しなかった場合、そのチームは同得点でタイムが記録されているチームの中で最下位となる。
２．２．１．４　この競技ではボーナスポイントが与えられる：障害物を正確に飛越した場合は2点、飛越に障害物の落下を伴った場合は1点。1回目の不従順は減点1、それ以降はチームの構成人数によるが、2番目あるいは3番目の選手による不従順は各々減点2。規定タイムの超過は、1秒あるいは1秒未満の端数ごとに減点1。
２．２．１．５　順位は各チームの得点合計で最も点数が高く、またタイムの速い順に決定される。
２．２．２　設定された合計時間内で競う場合
２．２．２．１　この場合は、2.2.1.1、2.2.1.3、2.2.1.4、2.2.1.5の条項を適用しなければならない。
２．２．２．２　各チームとも 45 秒（最小限）から 90 秒（最大限）にチームメンバーの人数を掛けた指定時間を与えられる。
２．２．２．３　チームは指定時間内にできるだけ多くの障害物を飛越し、チームメンバー全員が走行を終了してもまだ指定時間が残っている場合は、最初のチームメンバーが再スタートして同じコースを回る。
２．２．２．４　チームの最終走者がその走行の最終障害を落下させた場合、同選手はコースの第1障害を飛越して走行タイムを記録してもらわなければならない。
２．２．２．５　走行中に障害物の落下を伴う不従順があった場合は、指定時間からタイム修正の6秒が差し引かれる。
２．３　フォルト・アンド・アウト・サクセッシブ・リレー（飛越回数連続リレー競技）
この競技はフォルト・アンド・アウト・リレーと同じ規則に従って行われ、できるだけ多くの障害物を飛越することで競うものである。しかし、選手は前走者が過失を出した時点で交代し、各チームの人数と同じ回数のコース走行を終了するまで継続する。
２．４　フォルト・アンド・アウト・オプショナル・リレー（飛越回数選択リレー競技）
２．４．１　この競技では、選手の交代を任意で行うことができるが、各選手がその走行を終了した時点、あるいは過失があった時にはベルが鳴らされ、その場合は交代が義務づけられる。
２．４．２　選択リレーは基準Cで行われる。

（※）国民体育大会で実施するリレー競技
国民体育大会馬術競技会実施要項および同規程に記載される要領で実施する。（**JEF**）

第２６９条　アキュムレーター競技

１．この競技は6個、8個、または10個の徐々に難度の高くなる障害物を用いて行う。コンビネーション障害は認められない。段階的な難度には障害物の高さや幅だけでなく、コースの難度も含まれる。

２．ボーナスポイントが次の通り与えられる：第1障害を無過失で飛越した場合は1点、同様に第2障害で2点、第3障害で3点等々となり、合計21点、36点または55点が与えられる。障害物を落下させた場合は得点なし。障害物の落下以外の過失は基準Aに従って減点される。

３．この競技はジャンプオフを行わないタイムレースの第1ラウンド、あるいは本走行の結果、第1位で同得点だった場合にタイムレースまたはタイムレースではないジャンプオフを行う第1ラウンドで行う。ジャンプオフを行う場合は6個以上の障害物を用いるが、高さおよび／または幅を増すことができる。ジャンプオフで使われる障害物は第1ラウンドと同じ順序で飛越しなければならず、第1ラウンドで割り振られた障害物個々のポイントはそのままとする。

４．競技がタイムレースではなく、ジャンプオフは1回として行われる場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については走行タイムに関わりなく第1ラウンドの得点に応じて順位が決定される。第1ラウンドをタイムレースとし、ジャンプオフを行う競技として開催する場合、ジャンプオフへ残れなかった選手については、第1ラウンドの減点とタイムに従って順位が決定される。

５．コースの最終障害では選択障害を置くことができ、そのうちの1個をジョーカーとして指定することができる。ジョーカーは選択障害よりも難度が高くなければならず、ポイントは2倍となる。ジョーカーを落下させた場合は、そのポイントがその時点までに選手が得たポイント合計より差し引かれる。コースデザイナーの判断により、最終障害の選択障害として1個ではなく2個のジョーカーを含めることができる。この場合は最初のジョーカーにコース最終障害のポイントの150%が与えられる；2番目のジョーカーは最初のものより難度が高くなければならず、コース最終障害のポイントの200%が与えられる。選手は最終障害の代わりにジョーカー2個のうち1個を飛越することができる。ジョーカーを正しく飛越できれば、選手はコース最終障害ポイントの150%か200%を獲得できる。ジョーカーを落下させた場合は（障害馬術規程第217条1）、当該選手がそれまでに獲得したポイント合計から、コース最終障害のポイントの150%か200%が差し引かれる。

第２７０条　トップスコア競技

１．この競技では一定数の障害物がアリーナに設置される。各障害物にはその難度に応じて10点から120点までのポイントが付けられる。コンビネーション障害の使用は認められない。

２．障害物はどちらの方向からでも飛越できるように造らなければならない。

３．障害物に割り当てられるポイントは、コースデザイナーの判断により同じ点数を繰り返し使用しても構わない。アリーナ内に障害物を12個設置できない場合、どの障害物を省くかはコースデザイナーに任される。

４．選手は正しく障害物を飛越した場合、その個々の障害物に付けられたポイントを獲得する。落下した障害物については得点を得られない。

５．この競技では45秒（最小限）から90秒（最大限）までの指定時間を与えられる。この時間内に、選手は自分の選んだ障害物を、自分の希望する順序と方向に飛越できる。スタートラインはどちらの方向から通過してもよい。（スタートラインには標旗を4本、即ちその両端に各々赤と白の標旗を設置しなければならない。）走行中、選手はスタートラインとフィニッシュラインを好きなだけ両方向に通過することが許される。

６．ベルを鳴らして指定の走行時間の終了を告げ、その間のポイントが得点となる。タイムを記録するため、選手はいずれかの方向からフィニッシュラインを通過しなければならない。フィニッシュラインを通過しない場合は失権となる。フィニッシュラインには標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。

７．障害飛越で馬が既に踏み切った時点で指定時間となった場合は、その障害物を正しく飛越できれば選手の得点として加算される。

８．走行中に落下した障害物は復旧されない；それを再び飛越しても得点とはならない。不従順の結果として障害物の落下が生じたり、障害物の最上段と同じ垂直面上に位置する下段部分が移動した場合にもこれを適用する。障害物の落下を伴わない不従順の場合は、その障害物を飛んでもよいし、違う障害物へ進んでも構わない。

９．各障害物を2度ずつ飛越してもよい。自発的であるとないとにかかわらず、障害物を3度目に飛越すること、または既に落下した障害物の標旗間を通過しても失権とはならない。しかし、この障害物に割り当てられたポイントを獲得することはできない。

１０．不従順についてはすべて、それに費やした時間で減点される。落馬／人馬転倒は失権となる。（第241条3.25参照）

１１．最高得点を得た者が優勝となる。同得点の場合は、指定タイムのスタートからベルが鳴った後のフィニッシュラインの通過までの所要時間が最も短い選手を上位とする。第1位で同得点および同タイムだった場合は、実施要項に記載があれば、40秒の指定時間で同様の方式にてジャンプオフを1回行う。（第245条6を参照のこと）。実施要項に記載がない場合は、同得点で同タイムの選手は賞を分け合う。

１２．ジョーカー

コースの一部として、標旗で分かるように設置した「ジョーカー」と呼ばれる障害物を1個設置できる。ジョーカーは２回飛越できる。この障害物を正しく飛越するごとに200点が与えられるが、もし落下があった場合はそれまで選手が獲得した得点合計から200点が差し引かれる。

第２７１条　コース自由選択競技

１．この競技では、選手は自分が選択した飛越順序で障害物を1回ずつ飛越する。すべての障害物を飛越しない選手は失権となる。コンビネーション障害は認められない。

２．選手はスタートラインとフィニッシュラインをどちらの方向からでも通過してよい。両ラインには、それぞれ標旗を4本、即ちラインの両端各々に赤と白の標旗を設置しなければならない。
コースプランに示されていない限り、障害物は何れの方向から飛越しても構わない。

３．この競技は速度を定めず、基準Cに従って行う。

４．走行タイムの計測開始から120秒以内にコース走行を終了できない場合は失権となる。

５．不従順はすべて選手が費やした時間によって減点される。落馬／人馬転倒に関わるペナルティについては、第241条3.25を参照のこと。

６．障害物の落下や移動を伴う拒止、逃避があった場合は、落下または移動してしまった障害物が復旧され、競技場審判団がスタートの合図を出してから選手は走行を再開できる。
その後、自分の選択した障害物を飛越できる。この場合は走行タイムに６秒のタイム修正（第232条を参照）が加算される。

第２７２条　ノックアウト競技

１．この競技は2名1組で互いに競うものである。選手はプログラム中の別の競技、または予選競技の結果によって出場資格を獲得しなければならず、タイムレースで基準Aに従うか、あるいは基準Cに基づいて審査される。

２．同じように造られた2つのコースを使い、2名の選手は同時に競う。コンビネーション障害は認められない。

もし他方の選手のコースに侵入して相手の邪魔になった場合には、侵入した選手が失権となる。

３．勝ち抜き戦で残った選手が2名ずつ組を作って次の勝ち抜き戦で対決し、以降、優勝者を決める最後の2名になるまでこの手順で続けられる。

４．この競技で騎乗できるのは、各選手とも予選ラウンドあるいは予選競技で出場資格を得た馬のうち1頭である。対戦相手が棄権した場合、残った選手は不戦勝となり、次のラウンドへ進める。

５．予選ラウンドまたは予選競技で最下位にて同点の選手がでた場合は、タイムレースのジャンプオフを行わなければならない。

６．2名の選手によって行われる勝ち抜き戦において、基準Aで採点する場合はタイムレースとしない。いかなる性質の過失（障害物の落下、拒止、逃避）でも減点1となる。しかしながら、障害物の落下

を伴うか否かにかかわらず拒止が発生した場合は、その障害物を飛越せずに、あるいはその障害物の復旧を待たずに走行を継続する。基準Aで審査される場合、選手は減点1となる。障害物の飛越を試みずに通過した場合は失権となる。基準Cに従って行われている競技であれば、この場合は走行タイムに3秒が加算される。

第241条に定める条項に違反した場合は、当該競技から失権となる。

７．競技が基準Cに従って行われている場合は、各過失とも3秒の加算となる。

８．減点が少ない方の選手、また同減点の場合は早くフィニッシュラインを通過した選手が次の勝ち抜き戦に出場でき、この様にして最後の2名による優勝決定戦になるまで続けられる。各ラウンドで敗退した選手は同順位となる。

９．競技場審判団のメンバー1名はスタートラインにてスタートの合図を出し、またもう1名はフィニッシュラインで、どちらの選手が先に通過したかを判定しなければならない。

１０．勝ち抜き戦で2名の選手が引き分けとなった場合は、再度走行を行う。

１１．競技が基準Cに従って行われる場合は、選手ごとに別々の計時装置を使用しなければならない。

１２．勝ち抜き戦のスターティングオーダーは、FEI障害馬術規程付則3に掲載された表に従って決定する（実施要項の条件により16名または8名）。

第２７３条　２回走行競技

１．この競技は同じ速度で2つのコースを使用して行うが、コース構成や障害物の数、障害物の大きさは同一でも異なるものでもよい。各選手は同一馬で出場しなければならない。第1ラウンドで失権、あるいは棄権した選手は第2ラウンドに参加できず、順位対象とならない場合がある。

２．選手全員が第1ラウンドに出場しなければならない。実施要項に定められた条件により、以下の選手が第2ラウンドに進める：

２．１　選手全員；あるいは

２．２　第1ラウンドでの順位（実施要項に定める条件に従い減点とタイム、または減点のみを採用）に従い、限定数の選手（選手割合あるいは設定人数とするが、いずれの場合も25%以上）が第2ラウンドに進む；第2ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載するものとする。

２．２．１　第1ラウンドがタイムレースでない場合は、実施要項に記載がなくても、第1位で同減点の選手および予選通過の最終順位で同減点の選手は全員が第2ラウンドへ進む。

２．２．２　第1ラウンドがタイムレースの場合、組織委員会は次のオプションから選択できる（組織委員会はいずれを採用するか、実施要項に記載しなければならない）；

(i) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される）が第2ラウンドに進む；または、

(ii) 第1ラウンドの減点とタイムに基づき、選手の25%以上か設定人数（正確な選手割合あるいは人数は実施要項に記載される）が第2ラウンドに進む；いかなる場合も第1ラウンドで減点なしの選手は全員が第2ラウンドに出場する。

3．下記のいずれかの方式に則った競技審査方法を実施要項に明記しなければならない：

第1ラウンド	**第2ラウンド**		**ジャンプオフ**
基準A	基準A	スターティングオーダー	スターティングオーダー
3．1 タイムレース	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3．2 タイムレースとしない	タイムレースとしない	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3．3．1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3．3．2 タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	ジャンプオフなし
3．4．1 タイムレース	タイムレース	第1ラウンドでの減点とタイムによる順位のリバースオーダー；同減点で同タイムの場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ
3．4．2 タイムレースとしない	タイムレース	第1ラウンドでの減点による順位のリバースオーダー；同減点の場合は抽選による順番のままとする	第2ラウンドと同じ

4．順位決定

4．1　順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドで生じた減点合計と第1ラウンドでのタイムによって決まる。

4．2　順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手の順位は、2回のラウンドにおける減点合計によって決まる。

4．3　順位は2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムで決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）または第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）によって決まる。

4．4　順位はジャンプオフでの減点とタイムで決定される。ジャンプオフへの出場資格を得られなかった選手は、2回のラウンドにおける減点合計と第2ラウンドでのタイムにより決定される。第2ラウンドへの出場資格を得られなかった選手の順位は、第1ラウンドでの減点とタイム（第1ラウンドがタイムレースの場合）または第1ラウンドでの減点（第1ラウンドがタイムレースでない場合）によって決まる。

第２７４条　二段階走行競技

１．標準二段階走行ノーマル競技

1．1　この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。

1．2　一段階目は7個から９個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。二段階目は4個から６個の障害物を用いて行い、これにはコンビネーション障害を１個入れてもよい。

1．3　一段階目で減点のあった選手については最終障害の飛越後あるいは一段階目の規定タイムを超過した時点でベルが鳴らされ、一段階目のフィニッシュライン通過後に走行停止となる。当該選手は一段階目のフィニッシュライン通過後に停止しなければならない。

1．4　一段階目で減点のなかった選手はコースの走行を継続し、二段階目のフィニッシュラインを通過して走行終了となる。

1．5　次のいずれかの方式に則った審査方法を実施要項に明記しなければならない：

一段階目走行	**二段階目走行**	**順位**
1．5．1　基準A、タイムレースとしない	基準A タイムレースとしない	二段階目の減点により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1．5．2　基準A、タイムレースとしない	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1．5．3　基準A、タイムレース	基準A タイムレース	二段階目の減点とタイムにより決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。
1．5．4　基準A、タイムレースとしない	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点に応じた順位となる。
1．5．5　基準A、タイムレース	基準C	二段階目の合計タイム（基準C）により決定。二段階目に出場資格を得られなかった選手は一段階目の減点とタイムに応じた順位となる。

1．6　一段階目終了後に停止させられた選手は、両段階ともに出場した選手より下位に順位付けられる。第二段階目で失権あるいは棄権した選手は、第二段階目を完走したすべての選手よりも下位で、一律最下位となる。

1．7　第1位で同点の選手となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。

1．8　本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

2．　特別二段階走行競技

2．1　この競技は中断なしに行われる二段階走行で構成され、速度は同じでも違えてもよく、一段階目のフィニッシュラインが二段階目のスタートラインとなる。

2．2　一段階目は5個から7個の障害物で構成するコースで、コンビネーション障害は入れても入れなくてもよい。一段階目と二段階目の障害物合計は11個以上、13個以内とする。二段階目にはコンビネーション障害を1個入れてもよい。

2．3　一段階目を完走した選手は二段階目の走行を継続できる。

2．4　二段階目はフィニッシュライン通過で走行終了となる。

2．5　この競技は次の方式で審査しなければならない：

一段階目走行	**二段階目走行**	**順位**
基準A タイムレースとしない 5個～7個の障害物	基準Ａのタイムレース 残りの障害物（一段階目と二段階目で合計11個～13個）	一段階目と二段階目の減点合計（両段階での障害過失と規定タイム超過の減点）により決定、および必要であれば二段階目のタイムに応じた順位となる。

2．6　一段階目あるいは二段階目で失権もしくは棄権した選手の順位付けはない。

2．7　第1位で同点となった場合、当該選手らは等しく第1位となる。

2．8　本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

第２７５条　決勝ラウンドを行うグループ競技

１．この競技では選手はグループ分けする。グループ分けは抽選でも、予選競技の成績、あるいは最新の障害馬術ランキングに基づいて行ってもよいが、実施要項に明記する。

２．グループ分けの方法、およびグループ内でのスターティングオーダーの決定方法を実施要項に明記しなければならない。

３．先ず第1グループの選手が全員出場し、それから第2グループの選手全員、以降同様に出場する。

４．各グループで最上位の選手が決勝ラウンドに出場できる。

5．組織委員会は実施要項にて、各グループで最上位ではなかったものの次に成績のよかった選手のうち限定数の選手も決勝ラウンドへ進めると規定することができる。

6．決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。

7．決勝ラウンドに出場する選手は第1ラウンドのスターティングオーダーに従うか、あるいは実施要項にその旨が規定されていれば第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。

8．第1ラウンドと決勝ラウンドは、タイムレースで基準Aに従って審査する。

9．本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

１０．決勝ラウンドに出場した選手には全員に賞金を授与しなければならない。

１１．決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しなかった場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

第２７６条　決勝ラウンドを行う競技

１．2回走行と決勝ラウンドを行う競技

１．１　この競技では、第１ラウンドで上位16名の選手が第２ラウンドへの出場資格を獲得し、第２ラウンドでは第１ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。

１．２　2回走行における減点とタイムの合計、あるいは第２ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位８名の選手が決勝ラウンドへ出場する。

１．３　第２ラウンドのコースは第１ラウンドのコースと異なってもよい。

１．４　決勝ラウンドのコースは第１ラウンドおよび／または第２ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならない。

１．５　決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、２回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第２ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとする。

１．６　決勝ラウンドでは、選手全員が減点０で走行を開始する。

１．７　３回の走行ともタイムレースで基準Ａに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒1減点となる。

１．８　本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**

１．９　決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。

１．10　決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第247条1と第247条2を参照のこと。

２．走行１回と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点０で走行開始）

２．１　この競技では、第１ラウンドから選手数の少なくとも 25%、10 名以上が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第１ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
次の選手は実施要項の条件に従い決勝ラウンドへの出場資格を得る：
(i) 第１ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも 25%か指定人数、いかなる

場合でも 10 名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る；あるいは、
(ii) 第 1 ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも 25%か指定人数、いかなる場合でも 10 名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第 1 ラウンドで減点 0 の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。

決勝ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載しなければならない。

2．2　決勝ラウンドでは選手全員が減点 0 で走行を開始する。
2．3　両走行ともタイムレースで基準 A に従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、1 秒を超えるごとに減点 1 となる。
2．4　本項は、主催および公認競技会では適用しない。**（JEF）**
2．5　決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
2．6　決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第 247 条 1 と第 247 条 2 を参照のこと。

第２７７条　ダービー競技

1．この競技は1,000m以上、1,300m以下の走行距離にて、飛越数の50%以上が自然障害で構成されたコースで行われ、走行は１回のみとし、実施要項に明記されている場合はジャンプオフを１回だけ行う。

2．この競技は基準Aか基準Cで審査を行う。基準Cで審査する場合は規定タイムを設けず、制限タイムのみとする。コース全長が障害馬術規程第239条3に定める制限タイム設定の要件を超える場合は、競技場審判団の判断で制限タイムを延長することができる。

3．この競技が競技会の中で最高賞金額の競技であっても、実施要項に定める条件に従い、各選手は3頭まで騎乗できる。

第２７８条　コンビネーション障害で競う競技

1．コースは６個の障害物で構成しなければならない；第1障害を単独障害として、その後は５個のコンビネーション障害。少なくとも１個はトリプルコンビネーションでなければならない。

2．この競技は基準Aか基準Cで審査する。

3．実施要項の条件に従ってジャンプオフを行う場合、ジャンプオフ用コースは６個の障害物で構成しなければならない。このコースにはダブル1個、トリプル１個と単独障害４個とするか、あるいはダブル３個と単独障害３個としなければならない。そのため、第１ラウンドで使用したコンビネーション障害の一部は取り除かなければならない。

4．第204条5の条項はこの競技に適用しない。しかしコース全長は600m以内を超えてはならない。

第２７９条　貸与馬による競技会と競技については、主催および公認競技会では適用しない。

第 13 章　獣医検査、ホースインスペクション、馬の薬物規制、馬のパスポートについては、主催および公認競技会においては適用せず、JEF 獣医規程および JEF ドーピング防止及び薬物規制規程に基づく。

以下の条項については、主催および公認競技会では適用しない。

第２８０条　獣医検査、ホースインスペクション、パスポート査閲

第２８１条　馬の薬物規制

第２８２条　馬のパスポートと個体識別番号

付則１　FEI 名誉バッジ

付則２　規定タイムの計算

速度：３００m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	20秒	22秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒	38秒
	2	40秒	42秒	44秒	46秒	48秒	50秒	52秒	54秒	56秒	58秒
	3	60秒	62秒	64秒	66秒	68秒	70秒	72秒	74秒	76秒	78秒
	4	80秒	82秒	84秒	86秒	88秒	90秒	92秒	94秒	96秒	98秒
	5	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	110秒	112秒	114秒	116秒	118秒
	6	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒	130秒	132秒	134秒	136秒	138秒
	7	140秒	142秒	144秒	146秒	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	158秒
	8	160秒	162秒	164秒	166秒	168秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒
	9	180秒	182秒	184秒	186秒	188秒	190秒	192秒	194秒	196秒	198秒

速度：３２５m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	32秒	34秒	36秒
	2	37秒	39秒	41秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒	52秒	54秒
	3	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒	65秒	67秒	69秒	71秒	72秒
	4	74秒	76秒	78秒	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	89秒	91秒
	5	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒	104秒	106秒	108秒	109秒
	6	111秒	113秒	115秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	126秒	128秒
	7	130秒	132秒	133秒	135秒	137秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒
	8	148秒	150秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒	161秒	163秒	165秒
	9	167秒	169秒	170秒	172秒	174秒	176秒	178秒	180秒	181秒	183秒

速度：３５０m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	18秒	19秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	30秒	31秒	33秒
	2	35秒	36秒	38秒	40秒	42秒	43秒	45秒	47秒	48秒	50秒
	3	52秒	54秒	55秒	57秒	59秒	60秒	62秒	64秒	66秒	67秒
	4	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	78秒	79秒	81秒	83秒	84秒
	5	86秒	88秒	90秒	91秒	93秒	95秒	96秒	98秒	100秒	102秒
	6	103秒	105秒	107秒	108秒	110秒	112秒	114秒	115秒	117秒	119秒
	7	120秒	122秒	124秒	126秒	127秒	129秒	131秒	132秒	134秒	136秒
	8	138秒	139秒	141秒	143秒	144秒	146秒	148秒	150秒	151秒	153秒
	9	155秒	156秒	158秒	160秒	162秒	163秒	165秒	167秒	168秒	170秒

速度：３７５m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	16秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	28秒	29秒	31秒
	2	32秒	34秒	36秒	37秒	39秒	40秒	42秒	44秒	45秒	47秒
	3	48秒	50秒	52秒	53秒	55秒	56秒	58秒	60秒	61秒	63秒
	4	64秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒	76秒	77秒	79秒
	5	80秒	82秒	84秒	85秒	87秒	88秒	90秒	92秒	93秒	95秒
	6	96秒	98秒	100秒	101秒	103秒	104秒	106秒	108秒	109秒	111秒
	7	112秒	114秒	116秒	117秒	119秒	120秒	122秒	124秒	125秒	127秒
	8	128秒	130秒	132秒	133秒	135秒	136秒	138秒	140秒	141秒	143秒
	9	144秒	146秒	148秒	149秒	151秒	152秒	154秒	156秒	157秒	159秒

速度：４００m／分

10の位	m	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90
100の位	1	15秒	17秒	18秒	20秒	21秒	23秒	24秒	26秒	27秒	29秒
	2	30秒	32秒	33秒	35秒	36秒	38秒	39秒	41秒	42秒	44秒
	3	45秒	47秒	48秒	50秒	51秒	53秒	54秒	56秒	57秒	59秒
	4	60秒	62秒	63秒	65秒	66秒	68秒	69秒	71秒	72秒	74秒
	5	75秒	77秒	78秒	80秒	81秒	83秒	84秒	86秒	87秒	89秒
	6	90秒	92秒	93秒	95秒	96秒	98秒	99秒	101秒	102秒	104秒
	7	105秒	107秒	108秒	110秒	111秒	113秒	114秒	116秒	117秒	119秒
	8	120秒	122秒	123秒	125秒	126秒	128秒	129秒	131秒	132秒	134秒
	9	135秒	137秒	138秒	140秒	141秒	143秒	144秒	146秒	147秒	149秒

付則３　ノックアウト競技

（FEI障害馬術規程第272条）

付則４　計時器とスコアボードの要件

（JEF 注）主催競技会と国民体育大会馬術競技については、本付則 4 の記載事項を準用し、障害馬術本部が動作確認を行ったものを使用する。

１．ジャッジボックスおよびスコアボードでのディスプレイ要件

１．１　ジャッジボックスから見えること

- 45 秒のカウントダウン（０になった時点で走行タイム計測の開始）
- 経過時間（フィニッシュタイムからスタートタイムを差し引いたもの）
- 規定タイム
- 規定タイム超過によるタイム減点
- タイム修正（拒止に伴い障害物を壊したことによる６秒）。６秒のタイム修正は、時計が再スタートされ、選手が走行を再開した時点で直ちに加算される。
- 障害物での過失（基準Ａ）
- 過失は秒に換算され、直ちに経過時間に加算される（基準Ｃ）
- 合計タイム

１．２　少なくとも次の情報はスコアボードに表示しなければならない。

１．２．１　CSI１*、CSI２*、CSIO１*、CSIO２*、CSIO３*、CSI-Am／Ｖ／U25／Y／J／P／Ch

- アルファベットで９文字以上の表示
- 45 秒のカウントダウン
- 経過時間
- 過失
- 走行中の馬の番号

１．２．２　CSI３*および CSIOV／Y／J／P／Ch では、上記項目すべてに加えて：

- アルファベットで 20 文字以上の表示
- 馬名
- 選手名
- 国籍

１．２．３　CSI４*と CSI５*では、上記項目すべてに加えて：

- 暫定順位
- 上位者のスコアとタイム
- できれば暫定上位５選手の成績表示

１．２．４　CSIO４*／CSIO５*／大会／選手権大会では、上記項目すべてに加えて：

- ネーションズカップの特別要件
- すべてのチーム名とスコア
- 第１ラウンドと第２ラウンドでカウントしないスコアの明示
- 選手が入場してきた時に、他のチームメンバー成績を表示。各チームの成績を表示するかは任意である。

２回走行競技の場合：

- 第２ラウンド：第１ラウンドでの減点を表示
- 第２ラウンド：順位にタイムが関わる場合は第１ラウンドでのタイム
- 第２ラウンド：順位にタイムが関わる場合は合計タイム（第１ラウンドと第２ラウンド）
- 第２ラウンド：両走行での減点合計

１．３　認可されているシステム

- タイマーと電光管（フォトセル）の接続はワイヤレスでもよい。タイマーからはワイヤで処理システムへ接続される。
- 大会、選手権大会、他の競技会の場合、電光管（フォトセル）をワイヤで同期式時刻管理タイマーに接続するのは任意である。
- CSI４*と CSIO４*競技会、およびカテゴリーの高い競技会では、スプリットタイミングシステムの使用が義務付けられている。

２．FEI 障害馬術競技会での計時

FEI カレンダーに掲載されている障害馬術競技会ではすべて、FEI が承認した電子タイマー、電光管（フォトセル）、ワイヤレス送信装置を使用しなければならない。これら承認された機器のリストは FEI ウェブサイトに公表されている。FEI 承認リストにあるもの以外のタイマー機器を使用する競技会は、FEI 審査の対象とはみなされないが、FEI 障害馬術ディレクターが例外を認めた場合はこの限りではない。

２．１　FEI 障害馬術競技会での計時

２．１．１　センサーでの計時

電子タイマーでは、馬がスタートラインあるいはフィニッシュラインを通過して、電光管（フォトセル）の間の光線を切った時にタイムがとられる。タイムは馬の胸でとらなければならない。選手が馬を追い込んで頭からラインを通過した場合でも、修正は行わない。手動計時の場合も、上述のようにタイムをとる。センサーの高さは、スタートラインとフィニッシュライン地点で同じでなければならない。
電光管（フォトセル）とともに基準時間が使われる場合は、連動あるいは個々で使う場合も日時をセットし、各競技開始前にメイン時計と同期させなければならない。日時の同期は競技会開始の６０分以内に行い、競技会期間中を通して維持しなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

２．１．２　タイムの記録

すべての時刻は専用接続、あるいは統合されたプリンターで、少なくとも 1/1,000（0.001）の精度にて瞬時かつ自動および連続的に印字紙に記録しなければならない。電子計時システムは、各選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。経過時間の計算後、記録されたタイムは 1/100 秒に切捨てる。各選手の最終走行成績は、1/100（0.01）の精度で表示する。

２．１．３　手動計時

手動計時は電子タイマーから完全に分離しており、単独であって、FEI カレンダーに掲載されているすべての競技において使用しなければならない。スタートとフィニッシュの両地点に配備され、少なくとも 1/100（0.01）の精度で時間を表示できるストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時装置が、適正手動計時機器として認定される。記録された手動タイム（自動あるいは手書）の印刷記録は、直ちにスタート地点およびフィニッシュ地点で確認できなければならない。走行に要した経過時間は、スタートタイムとフィニッシュタイムとの数値比較で求める。手動計時によるタイムは、修正計算を経たうえで公式成績に採用できる。

２．１．４　手動計時修正の計算

タイムが記録されなかった選手よりも前に出場している選手５名とその後の選手５名、あるいは必要に応じて出場順番の近い選手１０名の電子計時タイムと手動計時タイムの差を計算する。１０名分の時

間差を１０で割って修正値を求め、電子計時タイムがとれなかった選手の手動計時タイムに適用しなければならない。

２．１．５　計時装置内での時間修正

公認のタイムプリンターで選手の走行タイム手動入力あるいは修正をする場合は、すべての計時関連文書に、修正を行っていることを示す何らかの印（星、アステリクスなど）をつけて手動入力が行われたことを表示しなければならない。

２．１．６　タイムのプリントアウト

プリンターで印刷された公式タイム記録紙は外国人審判員に渡し、確認を受ける。競技会の組織委員会は競技会の公式承認がおりるまで、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、これらを管理する。完全なバックアップ・システムが求められる競技会でも、これを適用する。

外国人審判員は成績書式および FEI への報告書に署名し、競技会を承認したことを明示しなければならない。システムＡ、システムＢ、および手動タイムの印字記録はすべて、組織委員会が競技会終了後３ヶ月間、あるいは計時や競技会成績に関わる上訴が決着するまで、保管しなければならない。

２．１．７　タイム表示

主催者は選手全員の公式タイムを常時提示できる適正な設備を提供するものとする。

２．２　オリンピック大会と世界選手権大会での計時

２．２．１　電子計時

オリンピック大会と世界選手権大会では、個別に電子同期させた２台の計時システム（プリンター付き）をスタート地点とフィニッシュ地点の電光管（フォトセル）に直接接続し、実際の時刻とリンクして機能させなければならない。競技会開始前に、そのうちの片方をシステムＡ（メイン・システム）とし、他方をシステムＢ（バックアップ・システム）として指定する。システム A はこれに対応する電光管（フォトセル）A に接続しなければならない。システム B は電子的に分離された電光管（フォトセル）B へ別個に接続しなければならない。

スタート地点とフィニッシュ地点に置く各システムの電光管（フォトセル）は両者とも同じように配置し、いかなる場合も 0.5m以内で物理的に可能な限り近づけて置かなければならない。

２．２．１．１　タイムの記録

条項 2.1.2 を参照。A と B の両システムは、選手のスタートタイムとフィニッシュタイムの数値比較による経過時間計算ができるよう、タイムデータを装備していなければならない。最終成績に採用するタイムはすべてシステムＡからのデータでなければならない。メインの電子計時システム（システムＡ）に故障があった場合は、システムＢで計算された経過時間を上記と同じ手順を経て採用しなければならない。経過時間の計算にシステムＢの時刻をシステムＡに代えて採用することは認められない。システムＡあるいはシステムＢからも経過時間を算出できない場合については、*2.1.4* に定める手動計時による計算値を有効とみなす。

２．２．１．２　計時システムの同期

計時システムの同期は、各競技会開始前60分以内に行わなければならず、各競技会期間中は毎日、全システムの同期を行わなければならない。タイマーはいかなる競技でも競技中は再同期できないが、競技と競技の間であれば再同期できる。

２．２．１．３　他の大会と選手権大会

他の大会や選手権大会すべてにおいて、同様のシステムを適用することが強く推奨される。

２．２．２　 電光管（フォトセル）

オリンピック大会と世界選手権大会では、FEI が承認した２基の電光管（フォトセル）システムが必要であり、スタートラインとフィニッシュラインに設置する。どちらの設置場所においても、片方をシステムＡに接続し、他方はシステムＢに接続する。スタート地点とフィニッシュ地点では各システムのフォトセルを等しく配列し、また物理的に可能な限り近づけて設置しなければならず、いかなる場合も 0.5m以内の間隔とする。

２．２．３　手動計時

これについては条項 2.1.3 を参照のこと。ストップウォッチあるいはバッテリー式手動計時器を使用する場合は、各競技会の開始前に同期させなければならず、できればシステムＡとシステムＢと同じ時刻を使用する。

２．３　全 FEI 競技会におけるワイヤレス計時器

FEI 障害馬術競技会が行われるアリーナでは、ワイヤレス・インパルス送信システムの使用が重要であると FEI は認識しており、設置の簡素化と現代障害馬術の機能性を促進するため、このシステムの採用を奨励している。しかし、どのようなワイヤレスシステムも、有線接続されたタイマーとフォトセルに比べて不具合が生じやすいことに留意するべきである。

付則５　CSI 招待ルールについては、主催および公認競技会では適用しない。

付則６　ヨーロッパおよび北アメリカで開催される CSI 大会開催要件および CSIO 開催要件（世界共通）については、主催および公認競技会では適用しない。

水濠障害のデザイン

水濠正面の最小幅：
奥行が3.00m以下の場合は4.00m。
奥行が3.00mを超えている場合、奥行の長さ掛ける
水濠幅の1.3倍を加えた長さがなければならない。
例：奥行が4.00mの場合、正面の最小幅は5.20m

正しく構築された水濠障害とは、水の表面が周囲のフッティングより低くなっていることである。そのため、水濠障害周辺のフッティングは水の表面より5-10cm高くなければならない。下図は、水の表面と周囲のフッティングの高さが5-10cmの差を造るための方法である。

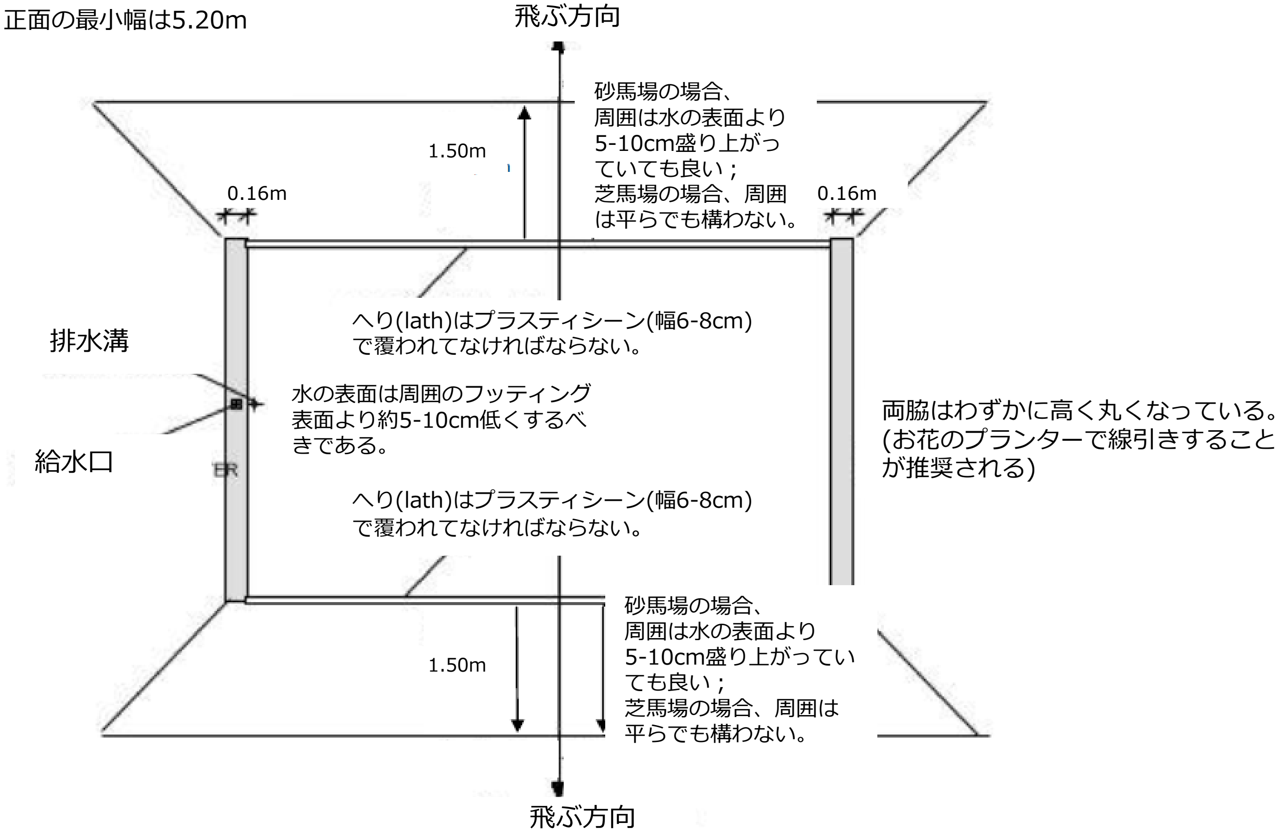

水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。

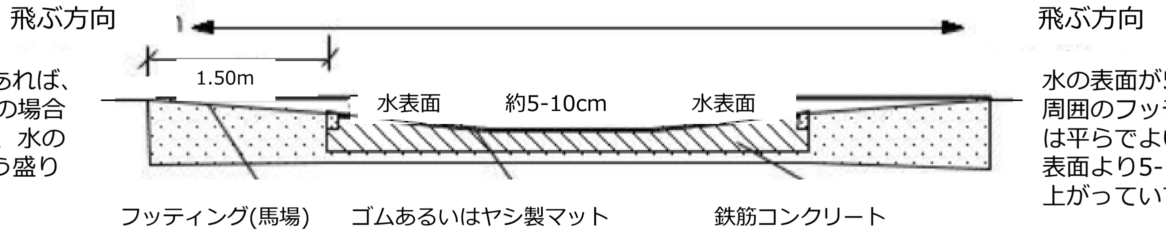

水の表面が5-10cm低いのであれば、周囲のフッティングは芝馬場の場合は平らでよい；砂馬場の場合、水の表面より5-10cm高くなるよう盛り上がっていても良い。